

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年3月13日

【計算期間】 第4特定期間(自平成20年6月17日 至平成20年12月15日)

【ファンド名】 ピクテ・インカム・コレクション・ファンド(毎月分配型)

【発行者名】 ピクテ投信投資顧問株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 岡崎 義晴

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目2番1号

【事務連絡者氏名】 佐藤 直紀

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目2番1号

【電話番号】 03-3212-3411

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

- a ファンドは、主に投資信託証券に投資を行い、日本を含む世界各国の株式およびソブリン債券に投資することにより安定的かつより優れた分配金原資の獲得と信託財産の成長を図ることを目的に運用を行います。
信託金の限度額は1兆円です。
- b ファンドの商品分類 は、追加型投信 / 内外 / 資産複合です。
社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づきます。

商品分類表(ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。)

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内 海外	株式 債券 不動産投信 その他資産
追加型投信	内外	資産複合

属性区分表(ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。)

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (資産複合 (株式・債券))) 資産複合	年1回 年2回 年4回 年6回(隔月) 年12回(毎月) 日々 その他	グローバル (日本を含む) 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東(中東) エマージング	ファミリー ファンド ファンド ・オブ ファンズ	あり なし

< ファンドが該当する商品分類の定義 >

商品分類		定義
単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	内外	目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 (収益の源泉)	資産複合	目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

< ファンドが該当する属性区分の定義 >

属性区分		定義
投資対象資産	その他資産 (投資信託証券 (資産複合 (株式・債券)))	目論見書または投資信託約款において、株式、債券および不動産投信以外の資産(ファンド・オブ・ファンズ方式による投資信託証券)を通じて、主として株式および債券に投資する旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年12回(毎月)	目論見書または投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいいます。

投資対象地域	グローバル (日本を含む)	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界(日本を含みます)の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファンド・オブ・ファンズ	社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	なし	目論見書または投資信託約款において、原則として為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、株式および債券を主要投資対象とします。したがって、「商品分類」における投資対象資産と、「属性区分」における投資対象資産は異なります。

(注)ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のインターネット・ホームページ(<http://www.toushin.or.jp>)で閲覧できます。

c ファンドの特色

<ファンドのポイント>

ポイント1 主に世界の高配当利回りの資産株と世界のソブリン債券に投資します。¹

世界各国からインカムを獲得するために、主に世界の高配当利回りの資産株とソブリン債券に投資します。

- ・「インカム」とは、収入を意味します。投資の世界において「インカム」とは株式などからの配当収入や、債券などからの利金収入などを意味します。
- ・「資産株」とは、配当利回りが比較的高く成長性も期待できる、資産として長期保有に適した株式を意味します。
- ・「ソブリン債券」とは、各国の中央政府やそれに準ずる機関が発行する債券の総称です。

<世界の高配当資産株>

- 先進国の高配当資産株に投資・・・主に電力、ガス、水道に加え、電話、通信、運輸、廃棄物処理、エネルギーなどの公益企業や、医薬品などのヘルスケア、食料品などの生活必需品、銀行などの金融等、生活に密着した企業群が発行する高配当利回りの株式に投資します。

(注)実際の投資にあたっては、上記の業種に限るものではなく、また投資しない場合もあります。

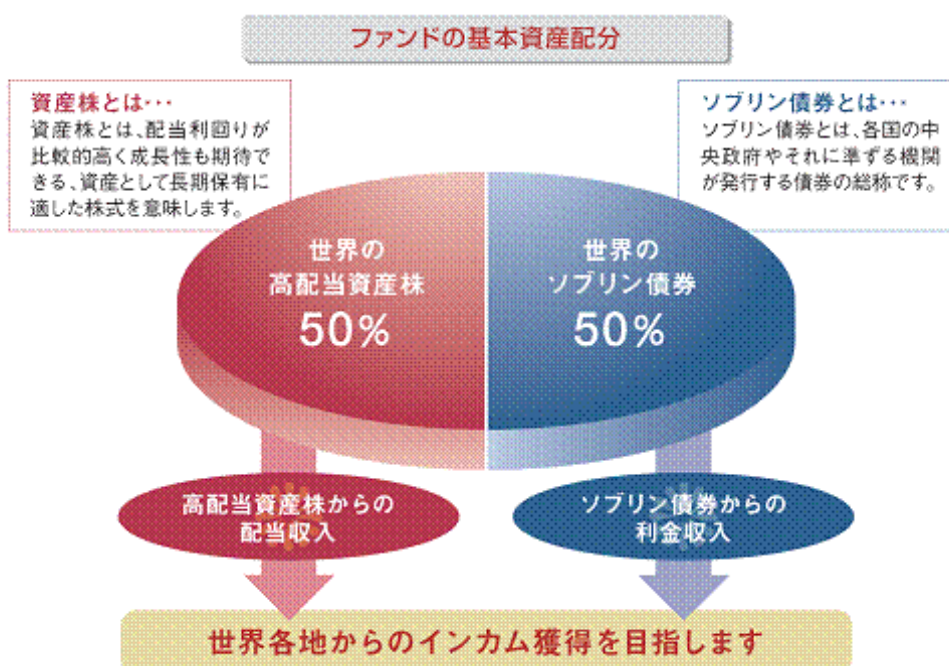
- 新興国の高配当資産株に投資・・・主に新興国の大企業が発行する高配当利回りの株式に投資します。

<世界のソブリン債券>

- 先進国のソブリン債券に投資・・・利回りに着目して主に世界の先進各国のソブリン債券に投資します。
- 新興国のソブリン債券に投資・・・主に新興国の現地通貨建てのソブリン債券に投資します。

基本資産配分は、世界の高配当資産株50%(先進国の高配当資産株40% + 新興国の高配当資産株10%)、世界のソブリン債券50%(先進国のソブリン債券40% + 新興国のソブリン債券10%)です。²

株式と債券にバランスよく分散投資することで、長期的に安定した資産の成長を目指します。



ポイント2 特定の銘柄、国や通貨に集中せず分散投資します。

通貨分散を考慮してポートフォリオを構築します。

新興国を含めた世界各国に幅広く分散投資します。

先進国の安定感とともに新興国の高い成長力にも注目し、全体の約80%を先進国に、約20%を新興国に投資します。
2

投資対象国は、約50カ国以上となります。 2

ポイント3 毎月決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います。

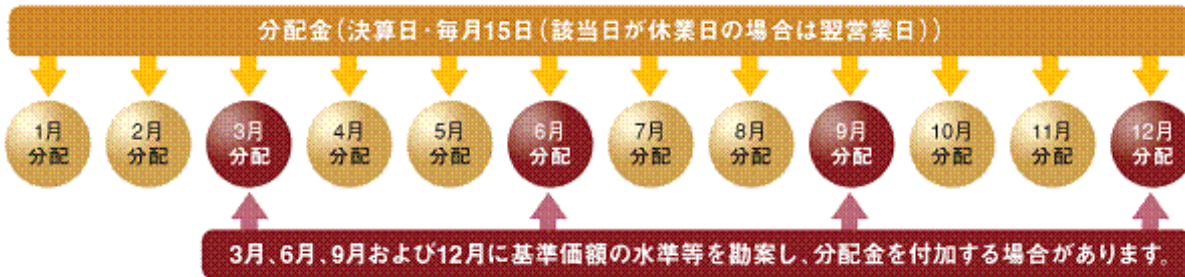
毎月15日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います。

収益分配金額は、利子・配当等収益の水準および基準価額の水準等を勘案し、委託会社が決定します。

毎年3月、6月、9月および12月の決算時には、原則として決算時の基準価額が1万円を超えている場合は、毎月の分配金に1万円を超える部分の額および分配対象額の範囲内で委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります。(1万円を超える部分の額が少額の場合には、分配金を付加しないこともあります。)



分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。



1 投資信託証券への投資を通じて行います。

2 平成21年3月13日現在の資産配分方針、投資対象国数であり、今後、変更される可能性があります。また、実際の投資にあたっては、投資対象国すべてに投資するわけではなく、またこれら以外の国に投資することもあります。

<投資対象とする投資信託の概要>

ビクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 先進国インカム株式ファンド

形態/表示通貨	ルクセンブルグ籍契約型外国証券投資信託/円建て
主な投資方針	<ul style="list-style-type: none"> 主に先進国の高配当資産株に投資し、安定的な収益分配を行うこと、また長期的な元本の成長を目指すことを目的として運用を行います。 投資対象とする資産株の業種は、電力、ガス、水道に加え、電話、通信、運輸、廃棄物処理、エネルギーなどの公益企業や、ヘルスケア、生活必需品、金融などです。 上場株式への分散投資を基本とします。
関係法人	管理会社：ビクテ・グローバル・セレクション・ファンド・マネジメント(ルクセンブルグ)エス・エイ 投資顧問会社：ビクテ・アセット・マネジメント・エス・エイ 保管受託銀行、登録・名義書換事務代行会社、管理事務代行会社、支払事務代行会社、所在地事務代行会社：ビクテ・アンド・シー(ヨーロッパ)エス・エイ
主な費用	管理報酬等合計：純資産総額の年率0.60% (内訳、その他の費用につきましては後記「4 手数料等及び税金 (3) 信託報酬等」をご覧ください。)
決算日	毎年12月31日

上記ファンドを以下、「先進国インカム株式ファンド」という場合があります。

ビクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 新興国ハイインカム株式ファンド

形態/表示通貨	ルクセンブルグ籍契約型外国証券投資信託/円建て
主な投資方針	<ul style="list-style-type: none"> 主に新興国に本社を置く大企業または新興国で主な事業活動を行っている大企業が発行する高配当利回りの株式に投資し、安定的な収益分配を行うこと、また長期的な元本の成長を目指すことを目的として運用を行います。 上場株式への分散投資を基本とします。
関係法人	管理会社：ビクテ・グローバル・セレクション・ファンド・マネジメント(ルクセンブルグ)エス・エイ 投資顧問会社：ビクテ・アセット・マネジメント・リミテッド 保管受託銀行、登録・名義書換事務代行会社、管理事務代行会社、支払事務代行会社、所在地事務代行会社：ビクテ・アンド・シー(ヨーロッパ)エス・エイ

主な費用	管理報酬等合計：純資産総額の年率0.75% (内訳、その他の費用につきましては後記「4 手数料等及び税金（3）信託報酬等」をご覧ください。)
決算日	毎年12月31日

上記ファンドを以下、「新興国ハイインカム株式ファンド」という場合があります。

ビクテ先進国ソブリン・マザーファンド

形態 / 表示通貨	内国証券投資信託(マザーファンド) / 円建て
主な投資方針	<ul style="list-style-type: none"> 主として先進国のソブリン債券に投資し、安定的なインカムゲインの確保とともに信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。 投資にあたっては、利回りに着目し、地域別および国別、銘柄別に分散を図ります。
関係法人	委託会社：ビクテ投信投資顧問株式会社 受託会社：住友信託銀行株式会社(再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社) 投資顧問会社：ビクテ・アセット・マネジメント・エス・エイ
主な費用	信託報酬はありません。
決算日	毎年12月27日(休業日の場合は翌営業日)

上記ファンドを以下、「先進国ソブリン・マザーファンド」という場合があります。

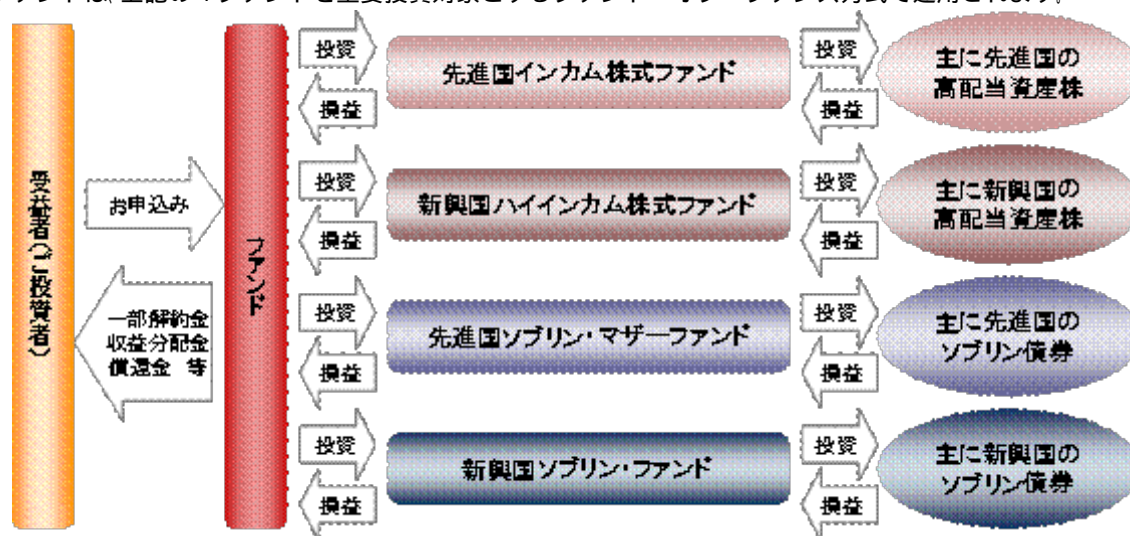
ビクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 新興国ソブリン・ファンド

形態 / 表示通貨	ルクセンブルグ籍契約型外国証券投資信託 / 円建て
主な投資方針	<ul style="list-style-type: none"> 主に現地通貨建ての新興国のソブリン債券に投資し、安定的な収益分配を行うこと、また長期的な元本の成長を目指すことを目的として運用を行います。 投資対象国は、メキシコ、香港、シンガポール、トルコ、南アフリカ、チリ、スロバキア、ブラジル、フィリピン、アルゼンチン、タイ、韓国、コロンビア、台湾、インドネシア、インド、中国、ルーマニア、ウクライナ、マレーシア、クロアチア、ロシアなどです。
関係法人	管理会社：ビクテ・グローバル・セレクション・ファンド・マネジメント(ルクセンブルグ)エス・エイ 投資顧問会社：ビクテ・アセット・マネジメント・リミテッド 保管受託銀行、登録・名義書換事務代行会社、管理事務代行会社、支払事務代行会社、所在地事務代行会社：ビクテ・アンド・シー(ヨーロッパ)エス・エイ
主な費用	管理報酬等合計：純資産総額の年率0.65% (内訳、その他の費用につきましては後記「4 手数料等及び税金（3）信託報酬等」をご覧ください。)
決算日	毎年12月31日

上記ファンドを以下、「新興国ソブリン・ファンド」という場合があります。

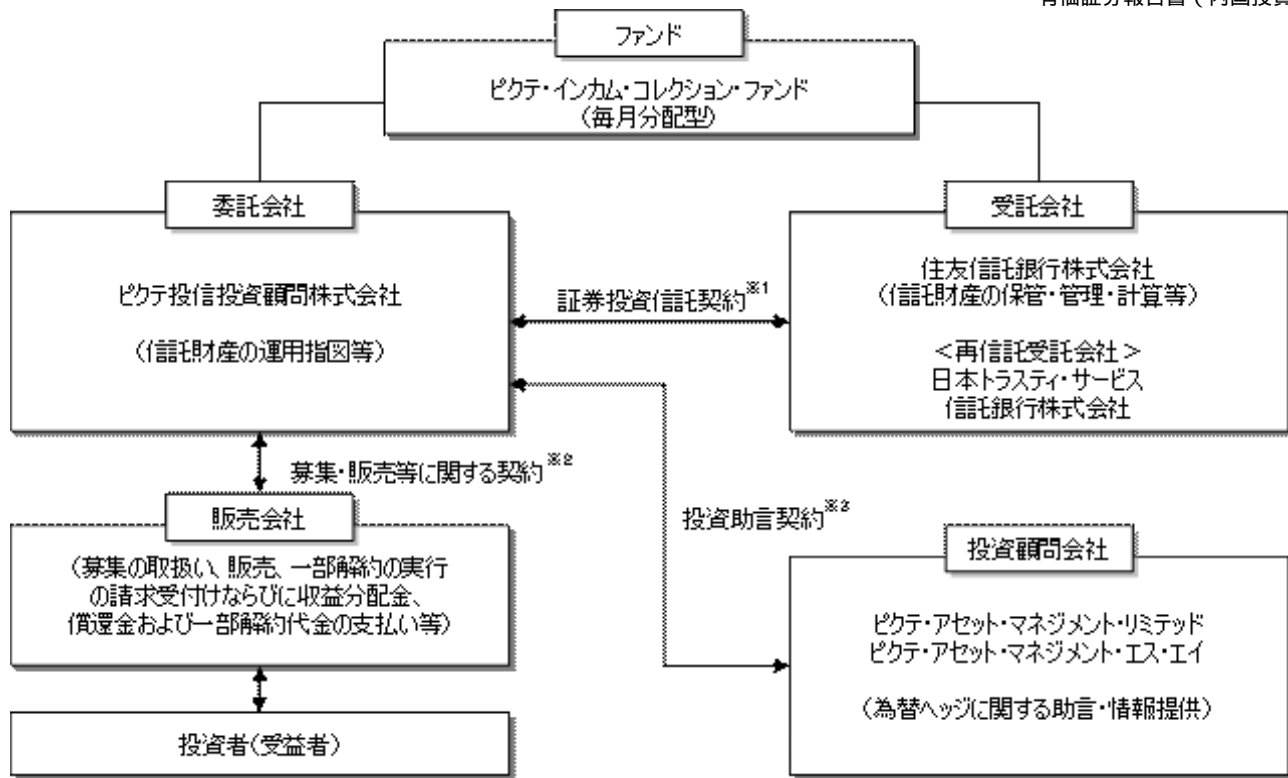
<ファンド・オブ・ファンズ方式で運用>

ファンドは、上記の4ファンドを主要投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。



(2)【ファンドの仕組み】

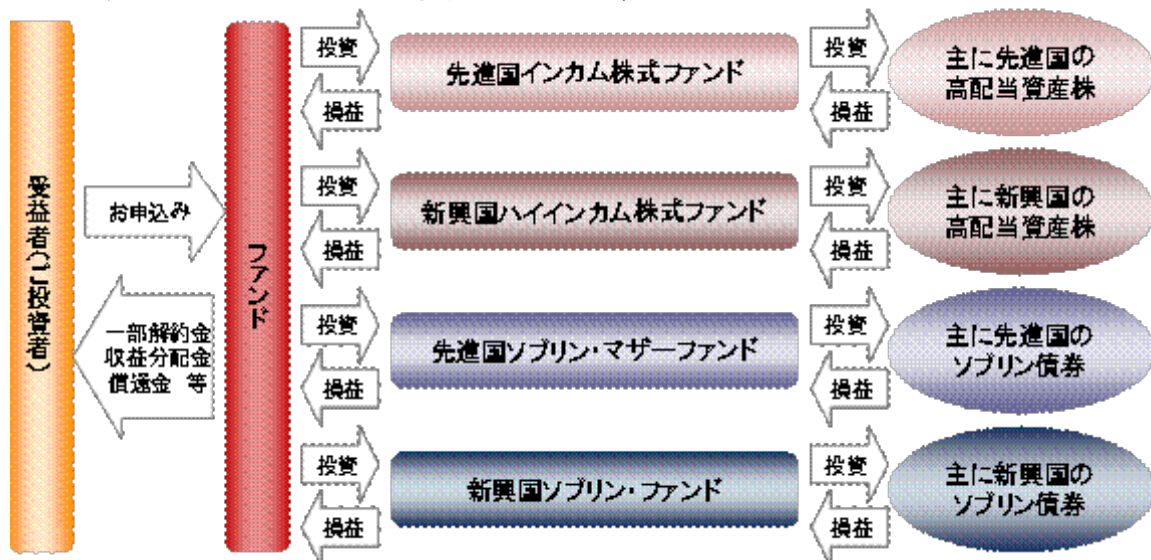
委託会社およびファンドの関係法人



- 1 ファンドの投資対象・投資制限、委託会社・受託会社・受益者の権利義務関係等が規定されています。
- 2 販売会社が行う募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求受付けならびに収益分配金、償還金および一部解約代金の支払い等について規定されています。
- 3 ファンドの為替ヘッジに関する助言・情報提供に係る業務の内容、投資顧問会社の注意義務、契約の終了・変更等について規定しています。なお、上記に掲げる者のうち一者のみと当該契約を締結する場合があります。

<ファンド・オブ・ファンズ方式で運用>

ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。



委託会社の概況

- ・ 資本金(平成21年1月末日現在)：2億円
- ・ 沿革：
 - 昭和56年 ピクテ銀行東京駐在員事務所開設
 - 昭和61年 ピクテジャパン株式会社設立
 - 昭和62年 投資顧問業の登録、投資一任業務の認可取得
 - 平成9年 ピクテ投信投資顧問株式会社に社名変更
 - 平成9年 投資信託委託業務の免許取得
 - 現在に至る
- ・ 大株主の状況(平成21年1月末日現在)

名称	住所	所有株式数	所有株式比率
ピクテ・アジア・プライベート・リミテッド	シンガポール共和国 シンガポール #11-00 PWCビル 8 クロス ストリート	800株	100%

(参考) - ピクテ・グループとは -

ピクテ・グループの中核である「ピクテ銀行」は、スイス・ジュネーブで1805年の創業以来2世紀にわたり資産運用専門銀行(プライベート・バンク)として、世界中の投資者から厚い信頼を得ています。

「ピクテ投信投資顧問株式会社」は、「ピクテ銀行」の伝統ある運用サービスを日本の投資者に提供すべく日本法人として設立され、日本の投資者のニーズに合った資産運用業務を行っています。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

a 基本方針

この投資信託は、主に投資信託証券に投資を行い、日本を含む世界各国の株式およびソブリン債券に投資することにより安定的かつより優れた分配金原資の獲得と信託財産の成長を図ることを目的に運用を行います。

b 投資態度

投資信託証券への投資を通じて、主に日本を含む世界各国の株式およびソブリン債券に投資することにより安定的かつより優れた分配金原資の獲得と信託財産の成長を図ることを目的に運用を行います。

投資信託証券への投資配分については、委託会社が各資産の収益とそのリスク見通しを分析し適宜変更します。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、為替ヘッジが必要と判断した場合には為替ヘッジを行うことがあります(現地通貨による為替ヘッジが困難な一部の通貨については、当該現地通貨との連動性等を勘案し、先進国通貨等による代替ヘッジを行う場合があります。)、為替ヘッジの比率および期間等は、ピクテ・アセット・マネジメント・エス・エイおよび/またはピクテ・アセット・マネジメント・リミテッドの助言を受けて委託会社が決定します。

市場動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

c ファンドは、主に先進国の高配当資産株に投資する投資信託証券および主に新興国の大企業が発行する高配当利回りの株式に投資する投資信託証券ならびに主に先進国のソブリン債券にする投資信託証券、主に新興国のソブリン債券に投資する投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズの形態で運用されます。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいい、以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. 金銭債権

ハ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として次の投資信託証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. ルクセンブルグ籍外国証券投資信託

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 先進国インカム株式ファンド クラスP分配型受益証券
(Pictet Global Selection Fund - Global Income Stock Fund P Distribution Units)

2. ルクセンブルグ籍外国証券投資信託

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 新興国ハイインカム株式ファンド クラスP分配型受益証券
(Pictet Global Selection Fund - Global High Yield Emerging Equities Fund P Distribution Units)

3. 内国証券投資信託(マザーファンド)

ピクテ先進国ソブリン・マザーファンド受益証券

4. ルクセンブルグ籍外国証券投資信託

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 新興国ソブリン・ファンド クラスP分配型受益証券(Pictet Global Selection Fund - Global Emerging Sovereign Fund P Distribution Units)

5. 短期社債等(社債等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、保険業法第61条の10第1項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第2条第8項に規定する特定短期社債、商工組合中央金庫法第33条ノ2に規定する短期商工債、信用金庫法第54条の4第1項に規定する短期債および農林中央金庫法第62条の2第1項に規

定する短期農林債をいいます。)

6. コマーシャル・ペーパー

7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、5.および6.の証券または証書の性質を有するもの
金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

投資対象とする投資信託の概要

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 先進国インカム株式ファンド

主な投資方針	<ul style="list-style-type: none"> ・主に先進国の高配当資産株に投資し、安定的な収益分配を行うこと、また長期的な元本の成長を目指すことを目的として運用を行います。 ・投資対象とする資産株の業種は、電力、ガス、水道に加え、電話、通信、運輸、廃棄物処理、エネルギーなどの公益企業や、ヘルスケア、生活必需品、金融などです。 ・上場株式への分散投資を基本とします。
関係法人	<p>管理会社：ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド・マネジメント(ルクセンブルグ)エス・エイ 投資顧問会社：ピクテ・アセット・マネジメント・エス・エイ 保管受託銀行、登録・名義書換事務代行会社、管理事務代行会社、支払事務代行会社、所在地事務代行会社：ピクテ・アンド・シー(ヨーロッパ)エス・エイ</p>

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 新興国ハイインカム株式ファンド

主な投資方針	<ul style="list-style-type: none"> ・主に新興国に本社を置く大企業または新興国で主な事業活動を行っている大企業が発行する高配当利回りの株式に投資し、安定的な収益分配を行うこと、また長期的な元本の成長を目指すことを目的として運用を行います。 ・上場株式への分散投資を基本とします。
関係法人	<p>管理会社：ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド・マネジメント(ルクセンブルグ)エス・エイ 投資顧問会社：ピクテ・アセット・マネジメント・リミテッド 保管受託銀行、登録・名義書換事務代行会社、管理事務代行会社、支払事務代行会社、所在地事務代行会社：ピクテ・アンド・シー(ヨーロッパ)エス・エイ</p>

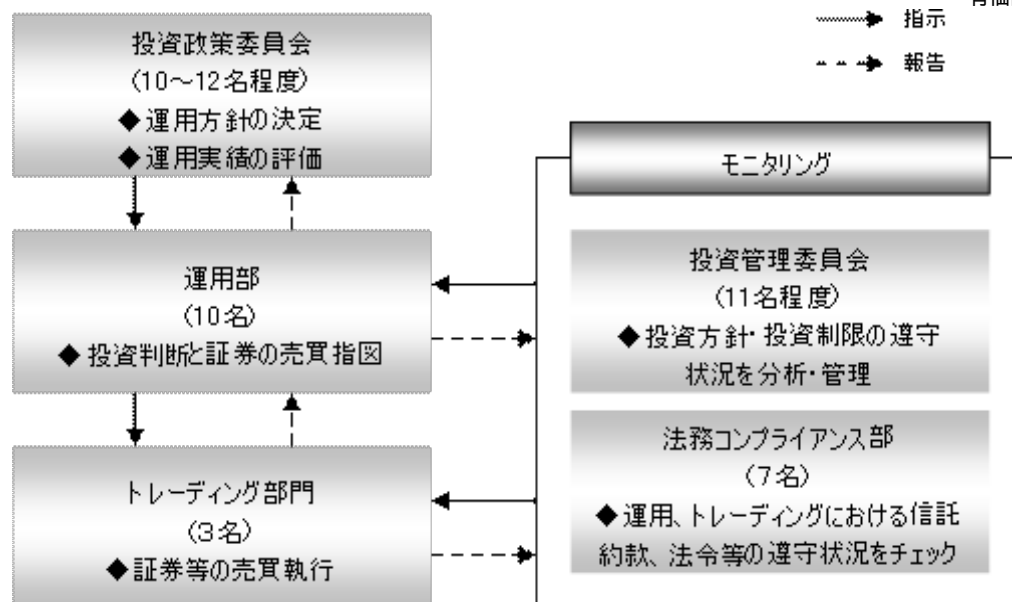
ピクテ先進国ソブリン・マザーファンド

主な投資方針	<ul style="list-style-type: none"> ・主として先進国のソブリン債券に投資し、安定的なインカムゲインの確保とともに信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。 ・投資にあたっては、利回りに着目し、地域別および国別、銘柄別に分散を図ります。
関係法人	<p>委託会社：ピクテ投信投資顧問株式会社 受託会社：住友信託銀行株式会社(再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社) 投資顧問会社：ピクテ・アセット・マネジメント・エス・エイ</p>

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 新興国ソブリン・ファンド

主な投資方針	<ul style="list-style-type: none"> ・主に現地通貨建ての新興国のソブリン債券に投資し、安定的な収益分配を行うこと、また長期的な元本の成長を目指すことを目的として運用を行います。 ・投資対象国は、メキシコ、香港、シンガポール、トルコ、南アフリカ、チリ、スロバキア、ブラジル、フィリピン、アルゼンチン、タイ、韓国、コロンビア、台湾、インドネシア、インド、中国、ルーマニア、ウクライナ、マレーシア、クロアチア、ロシアなどです。
関係法人	<p>管理会社：ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド・マネジメント(ルクセンブルグ)エス・エイ 投資顧問会社：ピクテ・アセット・マネジメント・リミテッド 保管受託銀行、登録・名義書換事務代行会社、管理事務代行会社、支払事務代行会社、所在地事務代行会社：ピクテ・アンド・シー(ヨーロッパ)エス・エイ</p>

(3)【運用体制】



- ・投資政策委員会(10~12名程度)にて、投資政策の基本方針が決定されます。
- ・モニタリングに関しては、法務コンプライアンス部(7名)において、運用、トレーディングにおける信託約款、法令諸規則等およびインターナル・ガイドラインの遵守状況がチェックされ、また、委託会社の内部統制状況全般の検証・評価を行い、必要に応じて、関連部署に指示が出されます。また、投資管理委員会(11名程度)にて、投資方針・投資制限の遵守状況が分析・管理され、必要に応じて、関連部署に指示が出されます。
- ・委託会社においては、運用方針に関する社内規則、運用担当者に関する社内規則およびトレーディングに関する社内規則などの他、インサイダー取引防止に関する規則等を定め、運用が行われております。
- ・受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っており、また受託会社としての事務遂行力が適宜モニタリングされます。

運用体制は、今後変更される場合があります。

(4)【分配方針】

1. 毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。
分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
収益分配金額は、利子・配当等収益の水準および基準価額の水準等を勘案し、委託会社が決定します。
留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
2. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
分配金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額(以下「利子・配当等収益」といいます。)は、諸経費および当該諸経費に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費および当該諸経費に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
3. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。
4. ファンドの決算日
毎月15日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。
5. 収益分配金のお支払い
収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

1. 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。(信託約款)
2. 投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。(信託約款)
3. 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。(信託約款)
4. 外国為替の予約取引は、実質組入外貨建資産の為替ヘッジを行う場合に限定します。(信託約款)
5. 資金の借入れ(信託約款)

委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金または解約代金ならびに有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

3【投資リスク】

(1)ファンドのリスク

ファンドの投資に当たりましては、以下のようなファンドの運用に関わるリスク等に十分ご注意ください。

ファンドは、実質的に株式や公社債等に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている株式や公社債の価格変動等(外国証券には為替変動リスクもあります。)により変動し、下落する場合があります。したがって、投資者の皆様は投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、収益や投資利回り等も未確定です。

ファンドの主なリスクは以下の通りです。

株式投資リスク(価格変動リスク、信用リスク)

ファンドは、実質的に株式に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている株式の価格変動の影響を受けます。

株式の価格は、政治経済情勢、発行企業の業績・信用状況、市場の需給等を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。

公社債投資リスク(金利変動リスク、信用リスク)

ファンドは、実質的に公社債に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている公社債の価格変動の影響を受けます。

金利変動リスクとは、金利変動により公社債の価格が変動するリスクをいいます。一般的に金利が低下した場合には、公社債の価格は上昇する傾向がありますが、金利が上昇した場合には、公社債の価格は下落する傾向があります。

信用リスクとは、公社債の発行体の財務状況等の悪化により利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなるリスク(債務不履行)、または債務不履行に陥ると予想される場合に公社債の価格が下落するリスクをいいます。

為替変動リスク

ファンドは、実質的に外貨建資産に投資するため、対円との為替変動リスクがあります。

円高局面は基準価額の下落要因、円安局面は基準価額の上昇要因となります。

なお、為替ヘッジが必要と判断した場合には為替ヘッジを行うことがあります。為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、為替変動の影響を受ける場合があります。また、現地通貨による直接ヘッジが困難な一部の通貨については、当該現地通貨との連動性等を勘案し、先進主要国通貨等の他の通貨を用いた代替ヘッジを行う場合があります。その場合、通貨間の値動きが異なる場合が想定され、十分な為替ヘッジ効果が得られないことがあります。また、円金利がヘッジ対象通貨建ての金利より低い場合、当該通貨と円の金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。

カントリーリスク

ファンドが実質的な投資対象地域の一つとする新興国は、一般に政治・経済・社会情勢の変動が先進諸国と比較して大きくなる場合があります。政治不安、経済不況、社会不安が証券市場や為替市場に大きな影響を与えることがあります。その

結果、ファンドの基準価額が下落する場合があります。

実質的な投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化により証券市場や為替市場等に混乱が生じた場合、またはそれらの取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、運用方針に沿った運用が困難となる場合があります。この他、当該投資対象国・地域における証券市場を取り巻く制度やインフラストラクチャーに係るリスクおよび企業会計・情報開示等に係るリスク等があります。



有価証券先物取引等に伴うリスク

組入投資信託において有価証券先物取引等を利用することがありますので、このような場合には、ファンドの基準価額は間接的に有価証券先物取引等の価格変動の影響を受けます。



流動性リスク

市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、ファンドおよび組入投資信託において機動的に有価証券等を売買できない場合があります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、ファンドの基準価額に影響を受け損失を被ることがあります。



解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動リスク

解約によるファンドの資金流出に伴い、ファンドおよび組入投資信託において保有有価証券等を大量に売却(先物取引等については反対売買)しなければならないことがあります。その際には、市況動向や市場の流動性等の状況によって基準価額が大きく下落する可能性があります。

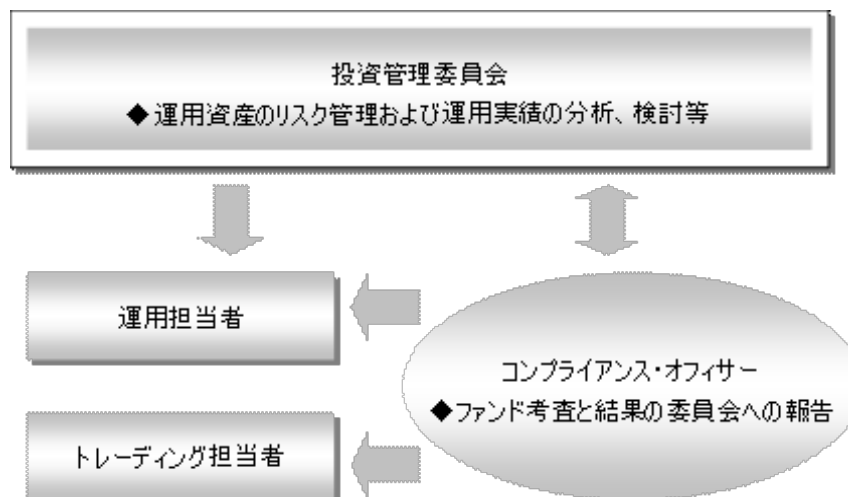


その他の留意点

- ・ 信託財産の資金管理を円滑に行うため、1日1件10億円を超える解約はできません。また、別途、大口解約には制限を設ける場合があります。
- ・ ファンドは、ルクセンブルクの銀行またはロンドンの銀行の休業日ならびに当該休業日の2営業日前の日においては、取得申込みおよび解約請求はできません。なお、証券取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。)等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断で取得申込みおよび解約請求の受け付けを中止することがあります。また、すでに受け付けた取得申込みおよび解約請求の受け付けを取消することができます。
- ・ ファンドは、毎月の決算時に原則として収益配分方針にしたがい配分を行います。配分対象収益が少額の場合には配分を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本(1口=1円)を下回っていても、配分が行われる場合があります。
- ・ ファンドは、受益権総口数が10億口を下回ることとなった場合等には、信託契約を解約し償還される場合があります。

受益権の取得申込者には、慎重な投資を行うためにファンドの投資目的およびリスクを認識することが求められます。

(2) リスク管理体制



<コンプライアンス・オフィサー>

日次でトレーディングの状況ならびに資産の組入れの状況および信託約款、法令等の遵守状況をチェックします。
毎週、運用状況および信託約款、法令等の遵守状況をチェックします。

< 投資管理委員会 >

月次で委員会を開催してレビューを行います。コンプライアンス・オフィサーおよび担当者から、運用状況および運用資産のリスク状況ならびに運用実績等が報告され、また信託約款、法令等の遵守状況等が報告されます。問題点があれば話し、運用担当者へ是正を求めます。

リスク管理体制は、今後変更される場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

3.15% (税抜3.00%) の手数料率を上限として、販売会社が独自に定める率を取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。

上記は1口あたりのお申込み手数料です。お申込み手数料の総額は、これにお申込み口数を乗じて得た額となります。詳しくは、委託会社(ピクテ投信投資顧問株式会社 電話番号 03-3212-3061(受付時間:委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで(半日営業日は午前9時から正午まで)) インターネット・ホームページ <http://www.pictet.co.jp>) または販売会社にてご確認ください。

申込手数料には、消費税および地方消費税(以下「消費税等相当額」といいます。)が加算されます。

ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は無手数料となります。

申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は、取得申込みの際に販売会社の定める日までに販売会社へ支払うものとなります。

償還乗換優遇措置等の取扱いを行う販売会社では、一定の条件を満たした場合に申込手数料が割引、または無手数料となる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

(2)【換金(解約)手数料】

ありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.2075% (税抜1.15%) の率を乗じて得た額とし、その配分は次の通りとします。

委託会社	純資産総額に対し年率0.4725% (税抜0.45%)
販売会社	純資産総額に対し年率0.6825% (税抜0.65%)
受託会社	純資産総額に対し年率0.0525% (税抜0.05%)

上記の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払うものとなります。

信託報酬に係る消費税等相当額を信託報酬支払いのときに信託財産中から支払います。

なお、委託会社の信託報酬には、マザーファンド(ピクテ先進国ソブリン・マザーファンド)の運用委託先に係る投資顧問会社への報酬が含まれています。

< 投資対象とする投資信託証券に係る報酬 >

先進国インカム株式ファンド	管理会社報酬：純資産総額の年率0.35% 保管受託銀行報酬：純資産総額の年率0.15% 登録・名義書換事務代行会社、管理事務代行会社、支払事務代行会社、所在地事務代行会社報酬：純資産総額の年率0.10%
新興国ハイインカム株式ファンド	管理会社報酬：純資産総額の年率0.40% 保管受託銀行報酬：純資産総額の年率0.25% 登録・名義書換事務代行会社、管理事務代行会社、支払事務代行会社、所在地事務代行会社報酬：純資産総額の年率0.10%
先進国ソブリン・マザーファンド	信託報酬はありません。
新興国ソブリン・ファンド	管理会社報酬：純資産総額の年率0.30% 保管受託銀行報酬：純資産総額の年率0.25% 登録・名義書換事務代行会社、管理事務代行会社、支払事務代行会社、所在地事務代行会社報酬：純資産総額の年率0.10%

上記の報酬率等は、今後変更となる場合があります。

ファンドの信託報酬率に投資対象ファンドに係る報酬率を加えた、受益者が実質的に負担する信託報酬率の概算値は、

年率1.5875%(税込)程度 となります。

ファンドの信託報酬率1.2075% + (先進国インカム株式ファンド報酬率0.60% × 投資比率40%) + (新興国ハイインカム株式ファンド報酬率0.75% × 投資比率10%) + (新興国ソブリン・ファンド報酬率0.65% × 投資比率10%)

(注)この値は、前記「1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 b ファンドの特色」に記載の基本資産配分を前提とした目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入状況により変動します。

(4) 【その他の手数料等】

信託財産に関する租税および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託事務に要する諸費用(監査費用、法律・税務顧問への報酬、印刷等費用(有価証券届出書、有価証券報告書、信託約款、目論見書、運用報告書その他法令により必要とされる書類の作成、届出、交付に係る費用)、公告費用、格付費用、受益証券の作成・管理事務または受益権の管理事務に関する費用を含みます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。委託会社は、係る諸費用の支払いをファンドのために行い、その金額を合理的に見積もった結果、信託財産の純資産総額の年率0.0525%(税抜0.05%)相当を上限とした額を、係る諸費用の合計額とみなして、ファンドより受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、随時係る諸費用の年率を見直し、前記の額を上限としてこれを変更することができます。また、当該諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上され、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から委託会社に対して支払われます。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および当該売買委託手数料に係る消費税等相当額、外国における資産の保管等に要する費用は信託財産から支払われます。なお、ファンドの投資対象とする投資信託証券に係る申込み・買戻し手数料はありません。

ファンドにおいて資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。

投資対象とする投資信託証券において、信託財産に課される税金、弁護士への報酬、監査費用、有価証券等の売買に係る手数料等の費用が当該投資信託の信託財産から支払われます。

(5) 【課税上の取扱い】

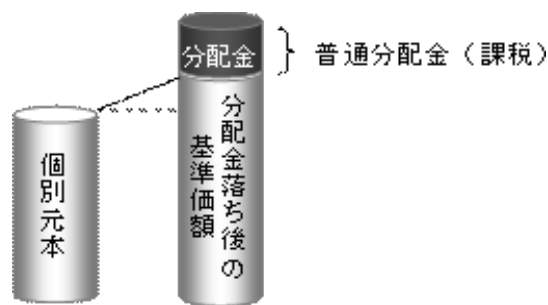
ファンドは追加型株式投資信託であり、受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時における差益(法人の受益者の場合は、個別元本超過額)が課税の対象となります。なお、収益分配金のうちの特別分配金は課税されません。

< 収益分配金の課税 >

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱い(配当所得)となる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」(受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分)の区分があります。受益者が収益分配金を受取る際、

当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

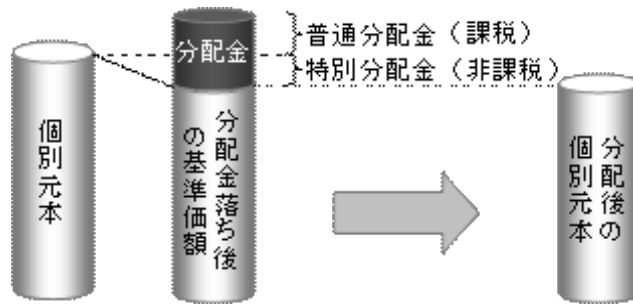
< イメージ図 >



当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

< イメージ図 >



< 個別元本について >

個別元本とは、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）をいいます。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、保護預かりでない受益証券および記名式受益証券については各受益証券毎に、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（特別分配金については、上記の「収益分配金の課税」を参照ください。）

< 解約時および償還時の課税について >

個人の受益者の場合、解約時および償還時における差益が課税対象（譲渡所得とみなされます。）となります。

法人の受益者の場合、解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

< 個人の受益者に対する課税 >

収益分配金のうち課税扱い（配当所得）となる普通分配金における源泉徴収の税率は、平成22年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成23年1月1日からは20%（所得税15%および地方税5%）となります（原則として、確定申告は不要です。）。

ただし、平成22年12月31日までは1年間に受取る上場株式等の配当所得（1銘柄当たりの年間の支払金額が1万円以下のものを除きます。）の合計額が100万円を超える場合には、確定申告が必要となります。この場合、総合課税または申告分離課税を選択することができ、申告分離課税を選択した場合の税率は、100万円以下の部分については10%（所得税7%および地方税3%）、100万円を超える部分については20%（所得税15%および地方税5%）となります。

解約時および償還時における差益（譲渡所得とみなして課税されます。）に係る税率は、平成22年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）となります（特定口座（源泉徴収選択口座）を利用している場合は、原則として、確定申告は不要となります。）。ただし、1年間の上場株式等の譲渡益の合計額が500万円を越える部分の税率は20%（所得税15%および地方税5%）となり、確定申告が必要となります。平成23年1月1日からは、金額にかかわらず20%（所得税15%および地方税5%）の税率が適用されます。

< 法人の受益者に対する課税 >

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、平成21年3月31日までは7%（所得税）、平成21年4月1日からは15%（所得税）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります（地方税の源泉徴収はありません。）。

なお、ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

上記「課税上の取扱い」の内容は、平成21年1月末日現在の税制等に基づく内容であり、税制が改正された場合等は変更される場合があります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

（平成21年1月末日現在）

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ルクセンブルグ	62,022,840,252	59.55
親投資信託受益証券	日本	41,209,536,115	39.56

現金・預金・その他資産(負債控除後)	928,374,275	0.89
合計(純資産総額)	104,160,750,642	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(平成21年1月末日現在)

銘柄名	国名	種類	数量	簿価単価(円) 簿価金額(円)	時価単価(円) 時価金額(円)	投資 比率 (%)
ビクテ先進国ソブリン・マザーファンド	日本	親投資信託 受益証券	52,416,097,832	0.8101 42,466,987,303	0.7861 41,209,536,115	39.56
ビクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 先進国インカム株式ファンド クラスP分配型	ルクセン ブルグ	投資信託 受益証券	9,071,526	4,544.17 41,222,556,303	4,539.00 41,175,656,514	39.53
ビクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 新興国ソブリン・ファンド クラスP分配型	ルクセン ブルグ	投資信託 受益証券	1,665,475	6,264.48 10,433,343,164	6,278.00 10,455,852,050	10.04
ビクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 新興国ハイインカム株式ファンド クラスP分配型	ルクセン ブルグ	投資信託 受益証券	2,603,039	4,095.40 10,660,485,920	3,992.00 10,391,331,688	9.98
投資比率：合計						99.11

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価金額の比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

平成21年1月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記特定期間末日の純資産の推移は次の通りです。

期間	純資産総額(百万円)		基準価額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1 特定期間末(平成19年6月15日)	86,038	88,332	10,246	10,616
第2 特定期間末(平成19年12月17日)	207,734	212,204	9,994	10,234
第3 特定期間末(平成20年6月16日)	183,288	188,216	9,022	9,262
第4 特定期間末(平成20年12月15日)	107,860	112,504	5,738	5,978
平成20年1月末日	189,951		9,182	
2月末日	190,542		9,245	
3月末日	176,883		8,636	
4月末日	185,018		9,053	
5月末日	185,492		9,105	
6月末日	178,963		8,844	
7月末日	176,394		8,870	
8月末日	171,095		8,713	
9月末日	151,405		7,861	
10月末日	120,987		6,389	
11月末日	114,327		6,061	
12月末日	112,051		5,974	
平成21年1月末日	104,160		5,592	

(注)純資産総額は百万円未満切捨て。分配付純資産総額は、特定期間末の純資産総額に、特定期間中に支払われた分配金の総額を加算しております。

【分配の推移】

期間	1万口当たりの分配金
----	------------

第1 特定期間	自 平成18年12月28日 至 平成19年 6 月15日	370円
第2 特定期間	自 平成19年 6 月16日 至 平成19年12月17日	240円
第3 特定期間	自 平成19年12月18日 至 平成20年 6 月16日	240円
第4 特定期間	自 平成20年 6 月17日 至 平成20年12月15日	240円

【収益率の推移】

期間		収益率(%)
第1 特定期間	自 平成18年12月28日 至 平成19年 6 月15日	6.2
第2 特定期間	自 平成19年 6 月16日 至 平成19年12月17日	0.1
第3 特定期間	自 平成19年12月18日 至 平成20年 6 月16日	7.3
第4 特定期間	自 平成20年 6 月17日 至 平成20年12月15日	33.7

(注)収益率の計算方法：(特定期間末の基準価額(分配付) - 前特定期間末の基準価額(分配落)) ÷ 前特定期間末の基準価額(分配落) × 100

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成18年12月28日 信託契約締結、ファンドの設定および運用開始

第2【手続等】

1【申込(販売)手続等】

< 申込手続き >

- ・ファンドの取得申込みは、原則として申込期間における毎営業日受付けます。ただし、ルクセンブルクの銀行またはロンドンの銀行の休業日ならびに当該休業日の2営業日前の日においては、お申込みの受付けは行いません。
- ・取得申込みの受付けは原則として午後3時までとしますが、半日営業日の場合の受付けは午前11時までとします（取得申込みの受付けに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。）、これら受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとします。
- ・取得申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。
- ・収益分配金の受取方法により、お申込みには次の2コース(販売会社によっては異なる名称が使用される場合があります。)があります。

一般コース	: 収益分配金を受取るコース
自動けいぞく投資コース	: 収益分配金が税引き後無手数料で再投資されるコース

- ・取得申込みを行う投資者は、お申込みをする際に「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、いずれかのコースを選択するものとします。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。なお、申込済みのコースの変更を行うことはできません。
- ・「自動けいぞく投資コース」を選択する場合は、販売会社との間で「自動けいぞく投資契約」を締結していただきます。
- ・販売会社によっては「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を定期的に受取るための「定期引出契約」を締結することができる場合があります。
当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。
- ・取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。
- ・証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付けを取消すことがあります。

< 申込単位 >

- ・販売会社が定める1円または1口の整数倍の単位とします。
- ・ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。
- ・詳しくは、委託会社(ピクテ投信投資顧問株式会社 電話番号 03-3212-3061(受付時間:委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで(半日営業日は午前9時から正午まで)) インターネット・ホームページ <http://www.pictet.co.jp>)または販売会社にてご確認ください。
- ・自動購入サービス契約 を利用してのご購入の場合は、当該契約に定める単位にてお申込みいただく場合があります。
当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。また、「自動購入サービス」等の取扱いの有無については、販売会社にご確認ください。

< 申込価額 >

- ・取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

< 申込手数料 >

- ・3.15%(税抜3.00%)の手数料率を上限として、販売会社が独自に定める率を取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします(お申込手数料には、消費税等相当額が加算されます。)、
上記は1口当たりの申込手数料です。申込手数料の総額は、これに申込口数を乗じて得た額となります。

2【換金(解約)手続等】

< 換金手続(解約請求) >

- ・受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に販売会社が定める1口の整数倍の単位をもって解約の実行を請求することができます。ただし、ルクセンブルクの銀行またはロンドンの銀行の休業日ならびに当該休業日の2営業日前の日においては、解約請求の受け付けは行いません。
- ・解約請求の受け付けは原則として午後3時までとしますが、半日営業日の場合の受け付けは午前11時までとします。(解約請求の受け付けに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の請求します。)これら受付時間を過ぎてからの請求は翌営業日の取扱いとします。
- ・解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。解約請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとし、
- ・証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた解約請求の受け付けを取消すことがあります。解約請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとして取扱うこととします。

< 解約価額 >

解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

< 解約手数料 >

ありません。

< 解約代金のお支払い >

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して7営業日目から販売会社の本・支店等で支払われます。

< 大口解約の制限 >

信託財産の資金管理を円滑に行うため、1日1件10億円を超える解約はできません。また、別途、大口解約には制限を設ける場合があります。

ご換金の方法について、販売会社によっては解約請求制のほかに買取請求制(販売会社が受益権を買取ることにより換金する方法)による換金を受け付ける場合があります。詳しくはお申込みの販売会社にお問い合わせください。

第3【管理及び運営】**1【資産管理等の概要】****(1)【資産の評価】****a 基準価額の算出方法**

基準価額は、原則として各営業日に委託会社が計算します。基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価 または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。なお、便宜上、基準価額は1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

ファンドの主要投資対象である内国投資信託証券については原則として計算日における基準価額で、外国投資信託証券については原則として計算時において知りうる直近の日の基準価額で評価します。

b 基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。

c 基準価額の照会方法

基準価額は委託会社(ピクテ投信投資顧問株式会社 電話番号03-3212-3061(受付時間:委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで(半日営業日は午前9時から正午まで)) インターネット・ホームページ <http://www.pictet.co.jp>) または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

また、基準価額は、原則として計算日に翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。(略称「インコレ」)

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託期間は、平成18年12月28日(当初設定日)から無期限です。ただし、下記の「(5)その他 a ファンドの償還条件等」に該当する場合には、信託を終了させる場合があります。

(4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎月16日から翌月15日までとすることを原則とします。

ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成19年2月15日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

a ファンドの償還条件等

1. 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
3. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託を解約し信託を終了させるものとします。ただし、この信託は監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、その委託会社と受託会社との間において存続します。
4. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は信託約款の変更の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

b 信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。

c ファンドの償還等に関する開示方法

ファンドの償還または信託約款の変更のうち重大な内容の変更を行おうとする場合、委託会社はあらかじめこれを公告し、かつファンドに係る知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、ファンドに係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。この公告および書面には、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。この公告は日本経済新聞に掲載します。

d 異議申立ておよび反対者の買取請求権

受益者は、委託会社がファンドの償還または信託約款の変更について重大な内容の変更を行おうとする場合、一定の期間(1ヵ月以上)内に委託会社に対して異議を述べるすることができます。異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、このファンドの償還または信託約款の変更を行いません。その場合、償還しない旨または信託約款を変更しない旨およびその理由を公告し、かつこれらの事項を記載した書面をファンドに係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドに係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。この公告は日本経済新聞に掲載します。

e 運用報告書の作成

委託会社は、6ヵ月毎(毎年6月、12月の決算時)および償還時に運用報告書を作成し、かつファンドに係る知られたる受益者に交付します。

f 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

g 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された募集・販売等に関する契約の有効期間は、期間満了3ヵ月前までに両者いずれからも何ら意思表示のないときは、自動的に1年間更新されます。

委託会社と投資顧問会社との間で締結された投資助言契約は、3ヵ月前の書面による通知によっていつでも終了させる事ができ、その終了の時期は当該月末とします。

2【受益者の権利等】

ファンドの受益権は、その取得口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

a 収益分配金の請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分にに応じて委託会社に請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

b 償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日目までの日)から受益者に支払われます。

償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

c 受益権の一部解約の実行請求権

受益者は、受益権の一部解約の実行を、委託会社に請求する権利を有します。

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して7営業日目から支払われます。

第4【ファンドの経理状況】

- (1) ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。
- (3) ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前特定期間(平成19年12月18日から平成20年6月16日まで)及び当特定期間(平成20年6月17日から平成20年12月15日まで)の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

ビクテ・インカム・コレクション・ファンド（毎月分配型）

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 [平成20年6月16日現在]	当期 [平成20年12月15日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	3,533,734,599	2,342,219,116
投資信託受益証券	108,494,947,500	62,748,099,702
親投資信託受益証券	72,592,660,331	43,336,444,542
未収入金	-	595,779,098
未収利息	54,700	22,459
流動資産合計	184,621,397,130	109,022,564,917
資産合計	184,621,397,130	109,022,564,917
負債の部		
流動負債		
未払金	-	79,618,454
未払収益分配金	812,640,629	751,939,457
未払解約金	314,697,068	220,299,602
未払受託者報酬	8,497,610	4,472,199
未払委託者報酬	186,947,416	98,388,363
その他未払費用	10,293,903	7,024,285
流動負債合計	1,333,076,626	1,161,742,360
負債合計	1,333,076,626	1,161,742,360
純資産の部		
元本等		
元本	203,160,157,348	187,984,864,432
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	19,871,836,844	80,124,041,875
（分配準備積立金）	10,581,892,438	10,499,103,048
元本等合計	183,288,320,504	107,860,822,557
純資産合計	183,288,320,504	107,860,822,557
負債純資産合計	184,621,397,130	109,022,564,917

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期		当期	
	自 平成19年12月18日 至 平成20年 6月16日		自 平成20年 6月17日 至 平成20年12月15日	
営業収益				
受取配当金	4,435,884,000		4,542,861,480	
受取利息	4,533,945		4,624,902	
有価証券売買等損益	18,633,967,347		62,316,450,268	
営業収益合計	14,193,549,402		57,768,963,886	
営業費用				
受託者報酬	49,297,014		39,335,406	
委託者報酬	1,084,534,280		865,378,755	
その他費用	10,317,539		7,024,285	
営業費用合計	1,144,148,833		911,738,446	
営業損失()	15,337,698,235		58,680,702,332	
経常損失()	15,337,698,235		58,680,702,332	
当期純損失()	15,337,698,235		58,680,702,332	
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	193,423,594		437,177,159	
期首剰余金又は期首欠損金()	132,844,147		19,871,836,844	
剰余金増加額又は欠損金減少額	887,886,452		3,060,500,153	
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	887,886,452		3,060,500,153	
剰余金減少額又は欠損金増加額	554,054,665		425,570,598	
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	554,054,665		425,570,598	
分配金	4,928,549,843		4,643,609,413	
期末剰余金又は期末欠損金()	19,871,836,844		80,124,041,875	

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	前期 自 平成19年12月18日 至 平成20年 6月16日	当期 自 平成20年 6月17日 至 平成20年12月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間期首及び期末の取扱い 信託約款第36条により、平成19年12月15日及びその翌日が休日のため、当特定期間期首を平成19年12月18日とし、平成20年 6月15日が休日のため、当特定期間期末を平成20年 6月16日としております。このため当特定期間は182日となっております。	特定期間期首の取扱い 信託約款第36条により、平成20年 6月15日が休日のため、当特定期間期首を平成20年 6月17日としております。このため当特定期間は182日となっております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	前期 [平成20年 6月16日現在]	当期 [平成20年12月15日現在]
1. 元本の推移		
期首元本額	207,867,413,257円	203,160,157,348円
期中追加設定元本額	8,509,229,720円	2,363,909,311円
期中一部解約元本額	13,216,485,629円	17,539,202,227円
2. 特定期間末日における受益権の総数	203,160,157,348口	187,984,864,432口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は19,871,836,844円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は80,124,041,875円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

	前期 自 平成19年12月18日 至 平成20年 6月16日	当期 自 平成20年 6月17日 至 平成20年12月15日
1. 主要投資対象である親投資信託受益証券において、信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用	当該親投資信託受益証券に係る信託財産の純資産総額のうち、当ファンドに対応する部分の額の年率0.26%相当額	同左
2. 分配金の計算過程	(平成19年12月18日から平成20年 1月15日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(928,736,293円、ファンドに帰属すべき親投資信託受益証券の配当等収益を含む)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(3,731,348,083円)及び分配準備積立金(6,208,265,808円)より分配対象収益は10,868,350,184円(1万口当たり521.73円)であり、うち833,227,957円(1万口当たり40.00円)を分配金額としております。(外国所得税額1,779,438円控除後の分配金は831,448,519円となります。)	(平成20年 6月17日から平成20年 7月15日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(921,328,989円、ファンドに帰属すべき親投資信託受益証券の配当等収益を含む)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(44,977,651円)及び分配準備積立金(10,430,598,318円)より分配対象収益は11,396,904,958円(1万口当たり566.70円)であり、うち804,413,778円(1万口当たり40円)を分配金額としております。(外国所得税額169,403円控除後の分配金は804,244,375円となります。)

<p>(平成20年1月16日から平成20年2月15日までの分配金計算期間)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(934,797,988円、ファンドに帰属すべき親投資信託受益証券の配当等収益を含む)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(2,938,314,435円)及び分配準備積立金(7,020,613,776円)より分配対象収益は10,893,726,199円(1万口当たり527.16円)であり、うち826,575,773円(1万口当たり40.00円)を分配金額としております。</p>	<p>(平成20年7月16日から平成20年8月15日までの分配金計算期間)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(910,805,770円、ファンドに帰属すべき親投資信託受益証券の配当等収益を含む)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(19,248,756円)及び分配準備積立金(10,392,815,317円)より分配対象収益は11,322,869,843円(1万口当たり572.81円)であり、うち790,665,319円(1万口当たり40円)を分配金額としております。</p>
<p>(平成20年2月16日から平成20年3月17日までの分配金計算期間)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(918,813,380円、ファンドに帰属すべき親投資信託受益証券の配当等収益を含む)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(2,164,280,860円)及び分配準備積立金(7,858,568,566円)より分配対象収益は10,941,662,806円(1万口当たり531.92円)であり、うち822,771,548円(1万口当たり40.00円)を分配金額としております。</p>	<p>(平成20年8月16日から平成20年9月16日までの分配金計算期間)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(892,440,065円、ファンドに帰属すべき親投資信託受益証券の配当等収益を含む)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(23,356,130円)及び分配準備積立金(10,352,779,732円)より分配対象収益は11,268,575,927円(1万口当たり578.65円)であり、うち778,918,029円(1万口当たり40円)を分配金額としております。(外国所得税額24円控除後の分配金は778,918,005円となります。)</p>
<p>(平成20年3月18日から平成20年4月15日までの分配金計算期間)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(1,037,210,077円、ファンドに帰属すべき親投資信託受益証券の配当等収益を含む)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(1,372,229,745円)及び分配準備積立金(8,697,135,704円)より分配対象収益は11,106,575,526円(1万口当たり542.64円)であり、うち818,671,530円(1万口当たり40.00円)を分配金額としております。(外国所得税額132,200円控除後の分配金は818,539,330円となります。)</p>	<p>(平成20年9月17日から平成20年10月15日までの分配金計算期間)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(873,041,675円、ファンドに帰属すべき親投資信託受益証券の配当等収益を含む)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(12,359,838円)及び分配準備積立金(10,246,222,776円)より分配対象収益は11,131,624,289円(1万口当たり584.52円)であり、うち761,741,703円(1万口当たり40円)を分配金額としております。</p>

	(平成20年4月16日から平成20年5月15日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(1,069,774,511円、ファンドに帰属すべき親投資信託受益証券の配当等収益を含む)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(591,857,283円)及び分配準備積立金(9,676,753,399円)より分配対象収益は11,338,385,193円(1万口当たり555.08円)であり、うち817,043,810円(1万口当たり40.00円)を分配金額としております。(外国所得税額469,766円控除後の分配金は816,574,044円となります。)	(平成20年10月16日から平成20年11月17日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(875,190,687円、ファンドに帰属すべき親投資信託受益証券の配当等収益を含む)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(14,884,639円)及び分配準備積立金(10,278,443,750円)より分配対象収益は11,168,519,076円(1万口当たり590.83円)であり、うち756,101,909円(1万口当たり40円)を分配金額としております。(外国所得税額1,355円控除後の分配金は756,100,554円となります。)
	(平成20年5月16日から平成20年6月16日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(928,324,685円、ファンドに帰属すべき親投資信託受益証券の配当等収益を含む)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(46,030,703円)及び分配準備積立金(10,420,177,679円)より分配対象収益は11,394,533,067円(1万口当たり560.85円)であり、うち812,640,629円(1万口当たり40.00円)を分配金額としております。	(平成20年11月18日から平成20年12月15日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(895,696,335円、ファンドに帰属すべき親投資信託受益証券の配当等収益を含む)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(11,996,296円)及び分配準備積立金(10,343,349,874円)より分配対象収益は11,251,042,505円(1万口当たり598.49円)であり、うち751,939,457円(1万口当たり40円)を分配金額としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

前期(平成20年6月16日現在)

種類	貸借対照表計上額	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	108,494,947,500円	1,011,594,036円
親投資信託受益証券	72,592,660,331円	343,532,257円
合計	181,087,607,831円	668,061,779円

当期(平成20年12月15日現在)

種類	貸借対照表計上額	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	62,748,099,702円	6,557,102,412円
親投資信託受益証券	43,336,444,542円	124,514,399円
合計	106,084,544,244円	6,432,588,013円

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(一口当たり情報に関する注記)

区分	前期 〔平成20年6月16日現在〕	当期 〔平成20年12月15日現在〕
一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	0.9022円 (9,022円)	0.5738円 (5,738円)

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額(口)	評価額(円)	備考
投資信託 受益証券	ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 先進国インカム株式ファンド	9,114,894	41,764,444,308	
投資信託 受益証券	ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 新興国ソブリン・ファンド	1,701,894	10,648,750,758	
投資信託 受益証券	ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 新興国ハイインカム株式ファンド	2,470,692	10,334,904,636	
親投資信託 受益証券	ピクテ先進国ソブリン・マザーファンド	52,682,281,233	43,336,444,542	
合計		52,695,568,713	106,084,544,244	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

第5 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第6 借入金明細表

該当事項はありません。

<参考情報>

ファンドは、ルクセンブルグ籍の円建外国証券投資信託である「ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 先進国インカム株式ファンド」、「ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 新興国ハイインカム株式ファンド」および「ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 新興国ソブリン・ファンド」ならびに親投資信託である「ピクテ先進国ソブリン・マザーファンド」の各受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」ならびに「親投資信託受益証券」は、すべて前記投資信託の受益証券です。これら投資信託の状況は次の通りです。なお、記載された情報は監査対象外です。

上記ルクセンブルグ籍円建外国証券投資信託の状況

当外国証券投資信託は、ルクセンブルグの法律に基づき設立された円建外国証券投資信託であります。当投資信託は、2008年6月30日付けで、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した中間財務書類が作成されております。中間計算期間末のため独立監査人による財務書類の監査は受けておりません。以下の「純資産計算書」、「運用計算書および純資産変動計算書」ならびに「投資有価証券明細表」等は、原文の中間財務書類から委託会社が抜粋・翻訳したものであります。

純資産計算書
2008年6月30日現在

(単位：円)

	先進国 インカム株式 ファンド	新興国 ハイインカム株式 ファンド	新興国 ソブリン・ ファンド
資産			
投資有価証券取得原価	94,853,671,897.00	65,223,578,147.00	17,940,514,232.00
投資にかかる未実現純利益 / 損失	-14,034,041,246.00	-6,036,522,719.00	-2,149,996,552.00
投資有価証券時価評価額(注1)	80,819,630,651.00	59,187,055,428.00	15,790,517,680.00
現金預金	3,679,636,234.04	4,122,036,105.00	1,280,550,044.00
未収利息、純額	785,599.00	1,146,453.00	333,136,082.00
	84,500,052,484.04	63,310,237,986.00	17,404,203,806.00
負債			
未払投資顧問報酬(注3)	76,746,973.00	63,747,970.00	13,634,617.00
未払年次税(注2)	2,100,958.00	1,574,107.00	431,043.00
その他の未払報酬(注4)	55,050,756.00	52,542,389.00	15,936,115.00
為替予約取引にかかる未実現純損失(注6)	0.00	0.00	67,744,431.75
	133,898,687.00	117,864,466.00	97,746,206.75
2008年6月30日現在純資産合計	84,366,153,797.04	63,192,373,520.00	17,306,457,599.25
2007年12月31日現在純資産合計	102,746,144,459.00	25,501,456,525.00	20,833,194,145.56
2006年12月31日現在純資産合計	8,230,000,000.00	2,130,000,000.00	2,130,000,000.00

運用計算書および純資産変動計算書
2008年6月30日に終了した期間

(単位：円)

	先進国 インカム株式 ファンド	新興国 ハイインカム株式 ファンド	新興国 ソブリン・ ファンド
期首現在純資産額	102,746,144,459.00	25,501,456,525.00	20,833,194,145.56
収益			
クレジット・デフォルト・スワップにかかる利息	0.00	0.00	23,375,687.00
配当金、純額	1,734,760,205.00	1,394,638,495.00	0.00
債券利息、純額	0.00	0.00	883,757,217.00
預金利息	3,884,383.00	32,579,785.00	12,391,916.00
その他の収益	756,234.00	0.00	0.00
	1,739,400,822.00	1,427,218,280.00	919,524,820.00
費用			
クレジット・デフォルト・スワップにかかる利息	0.00	0.00	5,771,919.00
管理報酬および投資顧問報酬(注3)	155,244,880.00	105,960,723.00	27,650,282.00
保管報酬、銀行手数料および利息	71,942,430.96	88,877,248.06	42,987,899.78
管理事務報酬、監査費用およびその他の費用	44,655,868.00	24,527,883.00	8,818,759.00
年次税(注2)	4,199,378.00	2,840,420.00	861,274.00
	276,042,556.96	222,206,274.06	86,090,133.78
投資純利益	1,463,358,265.04	1,205,012,005.94	833,434,686.22
投資有価証券売却にかかる実現純利益 / 損失	-1,334,023,307.00	728,329,790.00	-426,643,332.00
為替予約取引にかかる実現純損失	0.00	0.00	-25,136,095.00
外国為替にかかる実現純損失	-65,974,282.00	-46,268,052.94	-22,632,485.22
先渡契約にかかる実現純利益 / 損失	0.00	0.00	24,087,104.00
実現純利益	63,360,676.04	1,887,073,743.00	383,109,878.00
以下にかかる未実現純評価利益 / 損失の変動：			
- 投資有価証券	-17,191,503,738.00	-6,886,306,702.00	-1,597,714,297.00
- 為替先渡契約	0.00	0.00	-78,357,427.31
運用による純資産の増加 / 減少：	-17,128,143,061.96	-4,999,232,959.00	-1,292,961,846.31
受益証券発行手取額	9,281,238,200.00	48,606,461,062.00	1,532,135,000.00
受益証券買戻費用	-6,827,983,800.00	-4,195,097,888.00	-3,034,365,700.00

分配金支払	-3,705,102,000.00	-1,721,213,220.00	-731,544,000.00
期末現在純資産額	84,366,153,797.04	63,192,373,520.00	17,306,457,599.25

投資有価証券およびその他の純資産明細表
2008年6月30日現在(単位:円)

先進国インカム株式ファンド

銘柄	数量	時価 (注1)	純資産に 対する比率 (%)
I. 公認の金融商品取引所に上場が認められている譲渡性のある有価証券			
株式			
オーストラリア			
DUET GROUP QUADRUPLE STAPLED	1,450,000.00	379,932,537.00	0.45
MACQUARIE INFRASTRUCTURE GROUP	1,600,000.00	376,987,324.00	0.45
		756,919,861.00	0.90
オーストリア			
TELEKOM AUSTRIA	180,000.00	413,101,931.00	0.49
		413,101,931.00	0.49
カナダ			
TRANSALTA	235,700.00	868,321,071.00	1.03
TRANSCANADA	569,800.00	2,313,164,954.00	2.74
		3,181,486,025.00	3.77
フィンランド			
FORTUM	575,500.00	3,050,233,064.00	3.62
		3,050,233,064.00	3.62
フランス			
AUTOROUTE PARIS RHIN RHONE	337,050.00	3,374,959,703.00	3.99
SUEZ	461,050.00	3,297,790,032.00	3.91
VEOLIA ENVIRONNEMENT	121,618.00	722,259,629.00	0.86
		7,395,009,364.00	8.76
ドイツ			
E. ON	174,550.00	3,723,783,621.00	4.40
R. W. E. 'A'	174,064.00	2,315,818,822.00	2.74
		6,039,602,443.00	7.14
イタリア			
ACEA	217,000.00	435,945,602.00	0.52
ENEL ENTE NAZION. ENERGIA ELETTR.	1,075,000.00	1,092,333,637.00	1.29
SNAM RETE GAS	2,516,000.00	1,804,452,183.00	2.14
T. E. R. N. A	2,385,800.00	1,062,353,729.00	1.26
TELECOM ITALIA RISP	2,560,000.00	436,380,391.00	0.52
UNICREDITO ITALIANO	3,262,900.00	2,091,865,606.00	2.48
		6,923,331,148.00	8.21
オランダ			
KPN KONINKLIJKE	706,000.00	1,282,719,744.00	1.52
UNILEVER NEW (EUR)	754,350.00	2,258,140,879.00	2.68
		3,540,860,623.00	4.20
ポルトガル			
EDP (ELECTRIC. DE PORTUGAL) NOM.	2,090,600.00	1,147,335,731.00	1.36
		1,147,335,731.00	1.36
スペイン			
BANCO SANTANDER	400,000.00	774,981,883.00	0.92
ENAGAS	278,000.00	834,039,696.00	0.99

IBERDROLA	1,113,000.00	1,571,478,659.00	1.86
TELEFONICA	308,450.00	867,429,155.00	1.03
		4,047,929,393.00	4.80
スウェーデン			
TELE2 'B'	117,500.00	239,905,147.00	0.28
		239,905,147.00	0.28
スイス			
SWISSCOM NOM.	24,530.00	865,897,743.00	1.03
		865,897,743.00	1.03
イギリス			
BT GROUP	790,600.00	329,758,428.00	0.39
CENTRICA (NEW)	2,922,000.00	1,901,442,216.00	2.25
DIAGEO	1,702,100.00	3,308,546,820.00	3.91
NATIONAL GRID (NEW)	1,325,200.00	1,835,974,264.00	2.18
NORTHUMBRIAN WATER	661,650.00	434,724,264.00	0.52
PENNON GROUP (NEW)	655,050.00	873,838,615.00	1.04
PREMIER FOODS	4,109,300.00	817,312,786.00	0.97
SCOTTISH & SOUTHERN ENERGY	865,000.00	2,554,767,786.00	3.03
SEVERN TRENT (NEW)	308,900.00	835,170,215.00	0.99
UNITED UTILITIES	770,750.00	1,110,696,239.00	1.32
VODAFONE GROUP (NEW)	1,793,000.00	559,482,400.00	0.66
		14,561,714,033.00	17.26
アメリカ合衆国			
ALLIANT ENERGY	133,300.00	472,343,690.00	0.56
AMERICAN ELECTRIC POWER	385,380.00	1,611,287,065.00	1.91
AT & T	440,140.00	1,526,741,603.00	1.81
BANK OF AMERICA	409,950.00	1,046,782,739.00	1.24
CENTERPOINT ENERGY	516,000.00	847,981,424.00	1.01
CONSOLIDATED EDISON	299,350.00	1,213,169,341.00	1.44
DUKE ENERGY	469,200.00	843,637,153.00	1.00
EMBARQ -WHEN ISSUED-	85,800.00	415,873,632.00	0.49
ENTERGY	91,600.00	1,142,876,830.00	1.35
ENTERPRISE PRODUCTS PARTNERS	260,000.00	799,299,049.00	0.95
EXELON	248,200.00	2,273,924,459.00	2.70
FIRSTENERGY	170,400.00	1,455,373,701.00	1.73
FPL GROUP	332,750.00	2,242,646,816.00	2.66
KINDER MORGAN ENERGY PARTNERS	220,000.00	1,291,554,353.00	1.53
MAGELLAN MIDSTREAM PARTNERS	211,000.00	812,492,622.00	0.96
NSTAR	156,650.00	550,798,476.00	0.65
PEPCO HOLDINGS	339,500.00	897,968,159.00	1.06
PFIZER	816,000.00	1,498,101,458.00	1.78
PROGRESS ENERGY	199,600.00	875,483,999.00	1.04
PUBLIC SERVICE ENTERPRISE GROUP	254,500.00	1,207,324,204.00	1.43
QWEST COMMUNICATIONS INT.	790,000.00	316,670,751.00	0.38
SOUTHERN	516,250.00	1,873,307,813.00	2.22
SPECTRA ENERGY	337,300.00	1,015,644,816.00	1.20
VERIZON COMMUNICATIONS	213,000.00	781,200,922.00	0.93
XCEL ENERGY	449,300.00	935,960,443.00	1.11
		27,948,445,518.00	33.14
株式合計		80,111,772,024.00	94.96
合計		80,111,772,024.00	94.96

・その他の譲渡性のある有価証券

権利

イギリス

NATIONAL GRID RTS DIV 20.08.08	1,325,200.00	59,251,897.00	0.07
		59,251,897.00	0.07
権利合計		59,251,897.00	0.07

株式

カナダ

TELUS CORP	146,000.00	648,606,730.00	0.77
		648,606,730.00	0.77
株式合計		648,606,730.00	0.77

合計

707,858,627.00 0.84

投資有価証券合計

80,819,630,651.00 95.80

現金預金

3,679,636,234.04 4.36

その他の純負債

-133,113,088.00 -0.16

純資産合計

84,366,153,797.04 100.00

新興国ハイインカム株式ファンド

銘柄	数量	時価 (注1)	純資産 に対する比率 (%)
I. 公認の金融商品取引所に上場が認められている譲渡性のある有価証券			
株式			
バーレーン			
GULF FINANCE GDR (REP. 10SHS)	224,585.00	927,419,649.00	1.47
		927,419,649.00	1.47
ブラジル			
AES TIETE (LOT1000)	497,378.00	617,750,090.00	0.98
AMBEV-CIA DE BEBIDAS PFD	77,341.00	511,448,470.00	0.81
ARACRUZ CELULOSE 'B' PFD	468,021.00	367,534,027.00	0.58
BRASIL TELECOM PFD	553,981.00	836,219,608.00	1.32
CEMIG MINAS GERAIS PFD	637,204.00	1,633,081,170.00	2.57
CPFL ENERGIA	282,431.00	669,643,169.00	1.06
ELETOBRAS 'B' PFD	171,057.00	297,662,074.00	0.47
EQUATORIAL ENERGIA	757,234.00	776,281,748.00	1.23
ITAUSA INVESTIMENTOS ITAU PFD	896,905.00	592,348,343.00	0.94
NATURA COSMETICOS	198,659.00	208,486,449.00	0.33
OGX PETROLEO E GAS	5,405.00	460,681,047.00	0.73
TELE NORTE LESTE PARTICIPAC. PFD	158,904.00	420,827,817.00	0.67
USIMINAS PFD 'A'	249,334.00	1,314,731,417.00	2.07
		8,706,695,429.00	13.76
チリ			
BANCO DE CHILE	65,413,837.00	524,317,508.00	0.83
		524,317,508.00	0.83
中国			
ANGANG NEW STEEL 'H'	2,426,880.00	512,069,949.00	0.81
IND. & COMM. BANK OF CHINA 'H'	11,389,000.00	818,949,347.00	1.30
MAANSHAN IRON & STEEL 'H'	4,538,000.00	277,336,437.00	0.44
PETROCHINA 'H'	6,034,000.00	822,187,592.00	1.30
		2,430,543,325.00	3.85

チェコ共和国			
CESKY TELEKOM	292,105.00	990,645,016.00	1.57
KOMERCNI BANKA	29,669.00	727,635,389.00	1.15
		1,718,280,405.00	2.72
エジプト			
EGYPTIAN MOBILE PHONE	240,536.00	791,660,992.00	1.25
ORASCOM CONSTRUCTION INDUST. NOM.	43,615.00	315,952,140.00	0.50
TELECOM EGYPT	1,129,098.00	365,506,062.00	0.58
		1,473,119,194.00	2.33
香港			
CNOOC	5,764,000.00	1,043,567,936.00	1.65
		1,043,567,936.00	1.65
インドネシア			
GUDANG GARAM	2,575,000.00	189,605,852.00	0.30
INTERNATIONAL NICKEL INDONESIA	5,567,000.00	384,495,610.00	0.61
TELKOM INDONESIA ADR (R. 20 SHS)	112,519.00	379,529,263.00	0.60
UNILEVER INDONESIA	6,084,000.00	468,821,767.00	0.74
		1,422,452,492.00	2.25
イスラエル			
BANK HAPOALIM (LOT 100)	645,668.00	300,731,707.00	0.48
BANK LEUMI LE-ISRAEL	1,063,930.00	555,681,892.00	0.88
IDB BANKHOLDING	108,470.00	262,371,280.00	0.42
		1,118,784,879.00	1.78
ヨルダン			
JORDAN TELECOM	910,847.00	852,668,795.00	1.35
		852,668,795.00	1.35
マレーシア			
BERJAYA SPORTS TOTO	3,057,200.00	478,630,020.00	0.76
BRITISH AMERICAN TOBACCO MALAYSIA	374,400.00	533,689,833.00	0.84
GAMUDA	3,303,000.00	248,979,876.00	0.39
MALAYAN BANKING BHD	1,631,500.00	370,523,715.00	0.59
PUBLIC BANK BERHAD FGN NOM.	1,391,800.00	475,250,423.00	0.75
TELEKOM MALAYSIA	9,357,500.00	958,576,483.00	1.52
YTL CORP	1,665,200.00	362,084,546.00	0.57
		3,427,734,896.00	5.42
メキシコ			
GRUPO MEXICO 'B'	2,321,862.00	563,783,939.00	0.89
KIMBERLY CLARK DE MEXICO 'A'	1,286,789.00	560,204,762.00	0.89
		1,123,988,701.00	1.78
パキスタン			
HUB POWER	5,690,000.00	250,346,080.00	0.40
PAKISTAN TELECOMMUNICATION 'A'	4,004,000.00	238,009,166.00	0.38
		488,355,246.00	0.78
フィリピン			
GLOBE TELECOM	203,710.00	562,564,819.00	0.89
PHILIPPINE LONG DIST. TEL. (PHP)	99,040.00	555,129,571.00	0.88
UNIVERSAL ROBINA	14,467,300.00	355,512,602.00	0.56
		1,473,206,992.00	2.33
ポーランド			
BANK PEKAO	66,558.00	542,738,183.00	0.86
KGHM	183,861.00	916,878,463.00	1.45
POLISH TELECOM	815,759.00	847,977,455.00	1.34
		2,307,594,101.00	3.65

ロシア

MAGNITOGORSK IRON GDR	315,056.00	577,751,428.00	0.91
MECHEL ADR (R. 3 SHS)	254,210.00	1,321,220,724.00	2.08
		1,898,972,152.00	2.99

シンガポール

FIRST SHIP LEASE TRUST	3,612,000.00	341,247,434.00	0.54
		341,247,434.00	0.54

南アフリカ

AFRICAN BANK INVESTMENTS	1,291,098.00	413,442,013.00	0.65
ANGLO AMERICAN PLATINUM NOM.	37,001.00	673,591,019.00	1.07
BARLOWORLD	343,727.00	370,281,588.00	0.59
FIRSTSTRAND (NEW)	1,362,087.00	244,857,057.00	0.39
IMPALA PLATINIUM HOLDING (NEW)	338,585.00	1,440,119,233.00	2.27
METROPOLITAIN HLDGS	1,238,804.00	182,643,100.00	0.29
PRETORIA PORTLAND CEMENT	722,856.00	277,345,295.00	0.44
SANLAM	1,474,510.00	328,564,072.00	0.52
TELKOM	359,253.00	718,589,763.00	1.14
		4,649,433,140.00	7.36

韓国

BANK OF PUSAN	257,010.00	361,897,642.00	0.57
KOOKMIN BANK	206,949.00	1,286,351,043.00	2.04
KOREA EXCHANGE BANK	490,890.00	708,506,407.00	1.12
KT & G CORP	66,563.00	602,536,129.00	0.95
MACQUARIE KOREA INFRASTRUCT. FD	575,870.00	376,483,118.00	0.60
SK TELECOM ADR REPR. 1/90 SH	565,064.00	1,231,214,223.00	1.95
S-OIL	109,072.00	737,208,350.00	1.17
		5,304,196,912.00	8.40

台湾

ACER	1,509,000.00	312,783,920.00	0.49
ADVANCED SEMICONDUCTOR ENGINEER.	4,720,686.00	446,705,968.00	0.71
ASIA CEMENT	1,390,360.00	219,276,785.00	0.35
AU OPTRONICS	2,751,000.00	454,844,516.00	0.72
CHINA STEEL	3,652,010.00	593,055,786.00	0.94
CHUNG HWA PULP	5,132,000.00	361,107,642.00	0.57
CHUNGHWA TELECOM	3,372,727.00	917,708,681.00	1.45
CHUNGHWA TELECOM ADR (R. 10S WI)	152,875.00	410,944,583.00	0.65
CORETRONIC	2,148,840.00	239,090,933.00	0.38
DELTA ELECTRONICS	1,210,800.00	354,636,241.00	0.56
FAR EASTERN TEXTILE	1,599,140.00	219,223,430.00	0.35
FORMOSA CHEMICALS AND FIBER	1,598,000.00	331,231,745.00	0.52
FORMOSA PETROCHEMICAL	859,000.00	238,792,964.00	0.38
FUBON FINANCIAL	1,509,000.00	162,145,510.00	0.26
INVENTEC	3,840,550.00	238,287,054.00	0.38
LITE ON TECHNOLOGY	2,355,213.00	249,399,396.00	0.39
MEGA FINANCIAL HLDG	6,710,000.00	558,197,331.00	0.88
SILICONWARE PRECISION INDUSTRIES	2,634,658.00	408,668,611.00	0.65
SYNNEX TECHNOLOGY INTL	200.00	43,328.00	0.00
TAIWAN CEMENT	3,567,560.00	507,001,374.00	0.80
TAIWAN SECOM	2,301,000.00	460,199,800.00	0.73
TAIWAN SEMICONDUCTOR	4,164,450.00	938,263,890.00	1.48
TAIWAN SEMICONDUCTOR ADR(R. 5 SHS)	1,397,138.00	1,611,037,852.00	2.54
UNIMICRON TECHNOLOGY	3,144,000.00	375,972,107.00	0.59
WALSIN LIHWA	8,701,000.00	330,245,784.00	0.52
WISTRON	2,416,377.00	363,503,349.00	0.58

		11,302,368,580.00	17.87
タイ			
ADVANCED INFO SERV. NOM. FGN.	2,442,100.00	711,190,999.00	1.13
BANPU PUBLIC FGN NOM.	328,300.00	558,143,303.00	0.88
ESSO THAILAND -NVTG-	13,873,168.00	371,257,851.00	0.59
LAND AND HOUSE FGN NOM.	21,333,600.00	497,023,523.00	0.79
QUALITY HOUSES PUBLIC FGN	37,723,400.00	254,340,820.00	0.40
SIAM CEMENT PUBLIC	600,300.00	364,759,597.00	0.58
THAI OIL -FGN-	2,448,900.00	404,125,264.00	0.64
TISCO BANK -FGN-	5,759,700.00	368,109,458.00	0.58
		3,528,950,815.00	5.59
トルコ			
AKCANS A CIMENTO	501,651.00	164,489,404.00	0.26
ARCELIK	704,772.00	258,919,817.00	0.41
CIMSA	377,467.00	143,858,273.00	0.23
FORD OTOMOTIV SANAYI	556,642.00	418,077,607.00	0.66
TOFAS TURK OTOMOBIL FABRIKASI	692,824.00	211,712,160.00	0.34
TRAKYA CAM SANAYI I	2,169,619.00	245,827,400.00	0.39
TUPRAS TURKIY PETROL RAFINERILERI	142,427.00	345,369,244.00	0.55
TURKIYE VAKIFLAR BANKASI TAO	1,111,900.00	151,752,459.00	0.24
		1,940,006,364.00	3.08
アメリカ合衆国			
SOUTHERN COPPER	56,626.00	650,093,954.00	1.03
		650,093,954.00	1.03
株式合計		58,653,998,899.00	92.81
ワラント			
アメリカ合衆国			
ASHOK LEYLAND (CITI) WTS 09.01.09	1,960,571.00	143,770,982.00	0.23
		143,770,982.00	0.23
ワラント合計		143,770,982.00	0.23
合計		58,797,769,881.00	93.04
その他の譲渡性のある有価証券			
株式			
アメリカ合衆国			
OIL & NAT. GAS (CITI) WTS 19.01.09	195,684.00	389,285,547.00	0.62
		389,285,547.00	0.62
株式合計		389,285,547.00	0.62
合計		389,285,547.00	0.62
投資有価証券合計		59,187,055,428.00	93.66
現金預金		4,122,036,105.00	6.52
その他の純負債		-116,718,013.00	-0.18
純資産合計		63,192,373,520.00	100.00

新興国ソブリン・ファンド

銘柄	通貨	額面	時価 (注1)	純資産に 対する比率 (%)
----	----	----	------------	----------------------

I. 公認の証券取引所に上場されている譲渡性のある有価証券

債券

ブラジル

10%	BRAZIL (NOTAS DE T.) 05/10	ブラジル・レアル	16,387.00	1,061,191,171.00	6.13
10%	BRAZIL (NOTAS DE T.) 05/12	ブラジル・レアル	17,550.00	1,062,454,223.00	6.14
10%	BRAZIL (NOTAS DE T.) 07/17	ブラジル・レアル	12,500.00	684,317,809.00	3.95
6%	BRAZIL 06/10	ブラジル・レアル	2,100.00	234,113,638.00	1.35
				3,042,076,841.00	17.57

コロンビア

11.75%	COLOMBIA 04/10	コロンビア・ペソ	19,000,000.00	1,047,267,392.00	6.05
12%	COLOMBIA 05/15	コロンビア・ペソ	26,869,000.00	1,428,602,962.00	8.25
				2,475,870,354.00	14.30

エジプト

0%	EGYPT 07/08	エジプト・ポンド	3,500,000.00	68,784,939.00	0.40
				68,784,939.00	0.40

香港

9.75%	INDONESIA (HSBC)07/37 CLN	米ドル	235,294.00	17,200,969.00	0.10
9.75%	INDONESIA (HSBC)07/37 CLN	米ドル	570,000.00	40,432,126.00	0.23
				57,633,095.00	0.33

ハンガリー

7%	HUNGARY 'C' 03/09	ハンガリー・フォリント	1,090,000.00	750,779,251.00	4.34
7.25%	HUNGARY 'B' 06/12	ハンガリー・フォリント	50,000,000.00	32,857,750.00	0.19
7.50%	HUNGARY 'A' 04/20	ハンガリー・フォリント	480,000,000.00	314,421,007.00	1.82
8%	HUNGARY 'A' 04/15	ハンガリー・フォリント	1,003,800,000.00	668,517,787.00	3.86
				1,766,575,795.00	10.21

ジャージー島

0%	EGYPT (UBS) 07/08 CLN	米ドル	2,788,000.00	334,998,441.00	1.94
12.50%	NIGERIA (UBS) 07/09 CLN	米ドル	2,200,000.00	246,899,939.00	1.43
17%	NIGERIA (UBS) 07/08 CLN	米ドル	1,500,000.00	159,877,934.00	0.92
				741,776,314.00	4.29

メキシコ

10%	MEXICO 04/24	メキシコ・ペソ	5,500,000.00	59,742,828.00	0.35
10%	MEXICO 06/36	メキシコ・ペソ	6,500,000.00	70,693,058.00	0.41
5%	MEXICO 06/16	メキシコ・ペソ	782,900.00	33,853,582.00	0.20
8%	MEXICO 03/10	メキシコ・ペソ	30,000,000.00	302,942,397.00	1.75
8%	MEXICO 05/15	メキシコ・ペソ	20,500,000.00	196,810,702.00	1.14
9%	MEXICO 04/11	メキシコ・ペソ	78,250,000.00	811,068,930.00	4.69
				1,475,111,497.00	8.54

南アフリカ

13%	SOUTH AFRICA 89/11	南アフリカ・ランド	20,000,000.00	274,288,150.00	1.58
13.50%	SOUTH AFRICA S157 91/15	南アフリカ・ランド	30,300,000.00	462,133,909.00	2.67
				736,422,059.00	4.25

国際機関

7%	E. B. R. D 07/12	インド・ルピー	101,850,000.00	242,941,600.00	1.40
7.25%	I. A. D. B. 07/10	インド・ルピー	343,800,000.00	837,317,684.00	4.84
9.75%	WORLDBANK 07/10	南アフリカ・ランド	21,100,000.00	267,849,800.00	1.55
				1,348,109,084.00	7.79

トルコ

0%	TURKEY 07/09	トルコ・リラ	2,500,000.00	182,571,387.00	1.05
0%	TURKEY 07/09	トルコ・リラ	25,700,000.00	1,974,129,597.00	11.41
14%	TURKEY 06/11	トルコ・リラ	6,750,000.00	493,357,013.00	2.85
				2,650,057,997.00	15.31

イギリス

11%	INDONESIA (DB) 07/20 CLN	米ドル	3,250,000.00	247,270,508.00	1.43
-----	--------------------------	-----	--------------	----------------	------

247,270,508.00 1.43

アメリカ合衆国

0%	EGYPT (CITI) 07/08 CLN	米ドル	1,180,000.00	132,968,712.00	0.77
10%	INDONESIA (CITI) 07/17 CLN	米ドル	497,567.00	40,099,436.00	0.23
11.50%	INDONESIA (CITI) 07/19 CLN	米ドル	2,821,458.00	223,643,125.00	1.29
				396,711,273.00	2.29

ベネズエラ

FRN	VENEZUELA 04/11	米ドル	520,000.00	49,238,151.00	0.28
				49,238,151.00	0.28

債券合計				15,055,637,907.00	86.99
合計				15,055,637,907.00	86.99

. その他の譲渡性のある有価証券

債券

ブラジル

10%	BRAZIL (CITI) 07/17 CLN	米ドル	2,700,000.00	277,677,693.00	1.60
				277,677,693.00	1.60

インドネシア

0%	NDON. ZC4 (DB) 08/10 CLN	米ドル	1,400,000.00	142,347,702.00	0.82
				142,347,702.00	0.82

モーリシャス

0%	MAURITIUS 07/08	モーリシャス・ルピー	5,625,000.00	21,809,634.00	0.13
				21,809,634.00	0.13

オランダ

10%	BRAZIL (ING) 07/17 CLN	ブラジル・リアル	1,100,000.00	60,067,993.00	0.35
				60,067,993.00	0.35

イギリス

11%	CLN INDONESIA (JPM) 07/14	米ドル	2,708,330.00	232,976,751.00	1.35
				232,976,751.00	1.35

債券合計				734,879,773.00	4.25
合計				734,879,773.00	4.25

投資有価証券合計				15,790,517,680.00	91.24
-----------------	--	--	--	--------------------------	--------------

現金預金				1,280,550,044.00	7.40
------	--	--	--	------------------	------

その他の純資産				235,389,875.25	1.36
---------	--	--	--	----------------	------

純資産合計				17,306,457,599.25	100.00
--------------	--	--	--	--------------------------	---------------

中間財務書類に対する注記(2008年6月30日現在)(抜粋)

注1 - 重要な会計方針の要約

a) 一般事項

中間財務書類は、ルクセンブルグにおいて適用されている法定の報告要件に従い表示されています。

b) 創立費

創立費は、5年を最大とする期間にわたり償却されます。

c) 各サブ・ファンドの外国通貨換算

サブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建ての現金預金、その他の純資産および投資有価証券の時価評価額は、期末現在の実勢為替レートでサブ・ファンドの基準通貨に換算されます。

サブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建ての収益および費用は、支払日の実勢為替レートでサブ・ファンドの基準通貨に換算されます。

発生する為替差損益は、運用計算書に含まれています。

d) 投資の評価

(1) 金融商品取引所に上場されている有価証券または他の規制ある市場で取引されている有価証券は、かかる取引所または市場における入手可能な最終の価格で評価されます。有価証券が複数の金融商品取引所または市場で取引されている場合には、かかる有価証券の主要市場である金融商品取引所または市場における入手可能な最終の価格により決定されます。

- (2) 金融商品取引所に上場されていない有価証券または他の規制ある市場で取引されていない有価証券は、入手可能な直近の取引値で評価されます。
- (3) 取引値が入手できない有価証券または(1)および/または(2)に記載される価格が公正な市場価格を反映していない有価証券は、合理的に予想される売却価格に基づき、慎重かつ誠実な立場から評価されます。
- (4) 短期流動資産は、償却原価法で評価されます。

e) 投資有価証券にかかる実現純損益

有価証券売却にかかる実現損益は、平均原価に基づき計算されます。

f) 組入有価証券の取得原価

サブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建ての有価証券の取得原価は、取得日の実勢為替レートで計算されます。

g) 収益

一般的に配当金は、落ち日に計上されます。利息は、発生基準で計上されます。

i) 為替予約取引の評価

未決済の為替予約契約から発生する未実現損益は、評価日において同日現在適用される先渡為替価格を基準に決定され、運用計算書に含まれます。

j) 先渡契約の評価

先渡契約の評価は、入手可能な最終の価格に基づきます。当該価格および取引価格の間の差異により発生する当該契約にかかる未実現利益または損失は、運用計算書に含まれます。

注2 - 年次税

ルクセンブルグにおける現行法規に従い、ファンドは、いかなる所得税も課せられません。ファンドは、その純資産に対して、四半期毎に支払われ、各四半期末現在の純資産に基づいて計算される年次税(年率0.05%)を課せられます。かかる税金は、投資信託に関するルクセンブルグの2002年12月20日法第129条に規定され、その意味の範囲内においての機関投資家に受益者が限定されるクラス受益証券に帰属する純資産に関しては、0.01%の料率まで減じられます。ルクセンブルグにおける他の契約型投資信託の受益証券に投資される純資産額については、本年次税を免除されます。ただし、かかる受益証券が既に本年次税を課せられている場合に限ります。

注3 - 管理報酬および投資顧問報酬

管理会社は、各サブ・ファンドの資産から、当該四半期中の各サブ・ファンド/クラスに帰属する平均純資産額を基準に以下の比例料率で計算される四半期毎の報酬を受領する権利を有します。

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 先進国インカム株式ファンド:

クラスP分配型受益証券: 年率0.35%

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 新興国ソブリン・ファンド:

クラスP分配型受益証券: 年率0.30%

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 新興国ハイインカム株式ファンド:

クラスP分配型受益証券: 年率0.40%

投資顧問会社への報酬は、管理会社により負担されます。

注4 - その他の未払報酬

2008年6月30日現在、その他の未払報酬には、主に保管報酬、管理事務報酬、監査費用、販売会社報酬および代行協会員報酬が含まれています。

注5 - 申込手数料および買戻手数料

販売会社に対する申込手数料が、一口当たり純資産額の最高3%で計算され、請求されます。

以下の受益証券には、申込手数料は課せられません。

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 先進国インカム株式ファンド クラスP分配型受益証券

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 新興国ソブリン・ファンド クラスP分配型受益証券

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 新興国ハイインカム株式ファンド クラスP分配型受益証券

各サブ・ファンドの受益証券は、1口当たり純資産額で買戻されます。買戻手数料は課せられません。

一定の状況下において、管理会社は、ファンドの目論見書に定義される「解約留保金」を課すことができます。その場合、解約留保金は、受益証券1口当たり純資産額の2%を超過してはなりません。

注6 - 為替予約取引

2008年6月30日現在、以下の為替予約取引が未決済でした。

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 新興国ソブリン・ファンド

	購入	売却	満期日
中国元	13,000,000.00 米ドル	2,047,258.28	2009/03/26

ユーロ	2,095,140.00	米ドル	3,222,306.46	2008/08/15
ユーロ	2,117,465.01	ルーマニア・レイ	7,800,000.00	2008/07/15
ハンガリー・フォリント	223,000,000.33	ユーロ	914,853.03	2008/08/15
メキシコ・ペソ	26,053,045.04	米ドル	2,454,130.09	2008/08/15
ルーマニア・レイ	7,800,000.01	ユーロ	2,106,002.11	2008/07/15
米ドル	1,092,380.87	ベトナム・ドン	19,280,657,302.00	2008/08/27
米ドル	1,092,492.35	ベトナム・ドン	19,282,625,000.00	2008/08/27
米ドル	1,945,366.04	中国元	13,000,000.00	2009/03/26
米ドル	3,886,947.50	ユーロ	2,500,000.00	2008/08/15
米ドル	6,966,770.83	インドネシア・ルピア	65,300,000,000.00	2008/07/07
米ドル	7,096,286.13	ハンガリー・フォリント	1,166,000,000.00	2008/08/15
米ドル	9,549,113.31	コロンビア・ペソ	18,640,000,000.00	2008/08/15
ベトナム・ドン	42,607,500,000.00	米ドル	2,185,000.00	2008/08/27
南アフリカ・ランド	5,522,678.99	米ドル	677,609.12	2008/08/15

2008年6月30日現在のこれらの契約にかかる未実現純損失は、67,744,431.75円であり、純資産計算書に含まれています。

注7 - 分配金の支払

2008年6月30日に終了した期間中、以下の分配金が支払われました。

ビクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 先進国インカム株式ファンド クラスP分配型受益証券：

2008年1月 1口当たり60円
 2008年2月 1口当たり60円
 2008年3月 1口当たり60円
 2008年4月 1口当たり60円
 2008年5月 1口当たり60円
 2008年6月 1口当たり60円

ビクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 新興国ソブリン・ファンド クラスP分配型受益証券：

2008年1月 1口当たり60円
 2008年2月 1口当たり60円
 2008年3月 1口当たり60円
 2008年4月 1口当たり60円
 2008年5月 1口当たり60円
 2008年6月 1口当たり60円

ビクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 新興国ハイインカム株式ファンド クラスP分配型受益証券：

2008年1月 1口当たり60円
 2008年2月 1口当たり60円
 2008年3月 1口当たり60円
 2008年4月 1口当たり60円
 2008年5月 1口当たり60円
 2008年6月 1口当たり60円

「ビクテ先進国ソブリン・マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

区分	注記 番号	[平成20年6月16日現在]	[平成20年12月15日現在]
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
預金		1,015,408,613	551,678,630
コール・ローン		4,510,667	605,823,009
国債証券		74,846,225,518	44,310,956,525
コール・オプション(買)		312,337	12,082,745
プット・オプション(買)		1,717,856	18,212,372

派生商品評価勘定		576,783	20,602,550
未収入金		33,788,915	56,912,358
未収利息		1,327,477,031	718,447,511
前払費用		200,850,293	192,065,231
差入委託証拠金		90,305,766	100,633,409
流動資産合計		77,521,173,779	46,587,414,340
資産合計		77,521,173,779	46,587,414,340
負債の部			
流動負債			
コール・オプション(売)			12,669,397
プット・オプション(売)		14,863,100	16,472,710
派生商品評価勘定		8,259,869	9,581,121
未払金		1,044,146,450	1,120,606,757
流動負債合計		1,067,269,419	1,159,329,985
負債合計		1,067,269,419	1,159,329,985
純資産の部			
元本等			
元本		75,378,630,957	55,223,910,852
剰余金			
剰余金又は欠損金()		1,075,273,403	9,795,826,497
元本等合計		76,453,904,360	45,428,084,355
純資産合計		76,453,904,360	45,428,084,355
負債純資産合計		77,521,173,779	46,587,414,340

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 平成19年12月18日 至 平成20年6月16日	自 平成20年6月17日 至 平成20年12月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(但し、売気配相場は使用しない)、または価格情報会社の提供する価額等で評価しております。	国債証券 同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	(1)為替予約 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。 (2)先物取引・オプション取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。	(1)為替予約 同左 (2)先物取引・オプション取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条、61条に基づいて、外貨建取引の記録、及び外貨の売買を処理しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	[平成20年6月16日現在]	[平成20年12月15日現在]
----	----------------	-----------------

1. 元本の推移		
期首相当日現在元本額	82,637,505,417円	75,378,630,957円
期中追加設定元本額	6,959,639,027円	20,378,940,336円
期中一部解約元本額	14,218,513,487円	40,533,660,441円
元本の内訳		
ピクテ・インカム・コレクション・ファンド(毎月分配型)	71,569,220,479円	52,682,281,233円
ピクテ・インカム・アルファ・ファンド(毎月分配型)	3,809,410,478円	2,541,629,619円
合計	75,378,630,957円	55,223,910,852円
2. 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における受益権の総数	75,378,630,957口	55,223,910,852口
3. 元本の欠損		貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は9,795,826,497円であります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(平成20年6月16日現在)

種類	貸借対照表計上額
国債証券	74,846,225,518円
合計	74,846,225,518円

(平成20年12月15日現在)

種類	貸借対照表計上額
国債証券	44,310,956,525円
合計	44,310,956,525円

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の状況に関する事項

区分	自平成19年12月18日 至平成20年6月16日	自平成20年6月17日 至平成20年12月15日
1. 取引の内容	ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引、債券先物取引、金利先物取引及びオプション取引であります。	同左
2. 取引に対する取組方針	為替予約取引は、外貨建有価証券等の買付代金の支払い及び保有する外貨建有価証券等の売却代金、償還金、利金等の受取りのため行っています。債券先物取引、金利先物取引及びオプション取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行い、投機的な取引は行わない方針であります。	同左
3. 取引の利用目的	為替予約取引は、外貨建有価証券等の買付代金の支払い及び保有する外貨建有価証券等の売却代金、償還金、利金等の受取りのため行っています。債券先物取引、金利先物取引及びオプション取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、安定的な利益の確保を図る目的で利用します。	同左

4. 取引に係るリスクの内容	ファンドの利用しているデリバティブ取引に係るリスクとしては、金利、為替などの市場価格が変動することによって発生するマーケットリスク及び取引相手先が契約を履行できなくなる場合、すなわちデフォルト状態となった時に発生する取引先リスクがあります。	同左
5. 取引に係るリスク管理体制	デリバティブ取引の管理・執行については、信託約款、法令等及び取引権限・取引限度額等を定めた社内ルールに従い、管理はコンプライアンス部門が、執行は担当者が運用部の承認を得て行っております。	同左
6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

取引の時価等に関する事項

(1) 通貨関連

(平成20年6月16日現在)

該当事項はありません。

(平成20年12月15日現在)

区分	種類	契約額等(円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建				
	米ドル	183,030,368		180,873,200	2,157,168
	カナダドル	10,743,264		10,720,780	22,484
	イギリスポンド	104,634,384		104,408,240	226,144
	スウェーデンクローネ	37,447,956		37,232,400	215,556
	ユーロ	172,948,368		175,577,520	2,629,152
合計		508,804,340		508,812,140	7,800

(注)時価の算定方法

・為替予約取引

1. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

(1) 計算期間末日において予約為替の受渡日(以下、当該日という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。

(2) 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値を元に算出したレートにより評価しております。

計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

(2) 債券関連

(平成20年6月16日現在)

区分	種類	契約額等(円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引	債券先物取引 買建	908,918,783		902,341,372	6,577,411
合計		908,918,783		902,341,372	6,577,411

(平成20年12月15日現在)

区分	種類	契約額等(円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引	債券先物取引 買建	763,042,188		758,134,936	4,907,252
	売建	194,872,608		193,773,933	1,098,675
合計		957,914,796		951,908,869	3,808,577

(注)時価の算定方法

・先物取引

1. 債券先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 債券先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

(3)金利関連

(平成20年6月16日現在)

区分	種類	契約額等(円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引	金利先物取引 買建	1,182,010,035		1,182,384,840	374,805
	売建	4,945,685,239		4,947,165,719	1,480,480
合計		6,127,695,274		6,129,550,559	1,105,675

(平成20年12月15日現在)

区分	種類	契約額等(円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引	金利先物取引 買建	2,725,125,464		2,740,740,930	15,615,466
	売建	3,369,717,341	1,728,417,794	3,370,510,601	793,260
合計		6,094,842,805	1,728,417,794	6,111,251,531	14,822,206

(注)時価の算定方法

・先物取引

1. 金利先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 金利先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

(平成20年6月16日現在)

区分	種類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超		

市場取引	金利オプション取引				
	買建				
	コール				
	EURIBOR0806/@95.375	2,978,918,906 (1,874,025)	-	-	1,874,025
	EURIBOR0806/@95.625	6,610,623,188 (1,036,961)	-	-	1,036,961
	EURIBOR0806/@94.875	2,963,302,031 (937,013)	-	312,337	624,676
	EURIBOR0809/@96.75	3,585,946,838 (3,335,765)	-	-	3,335,765
	LIFSTG0806/@95.00	15,286,485,625 (16,493,313)	-	-	16,493,313
	LIFSTG0806/@95.375	7,673,413,508 (17,297,865)	-	-	17,297,865
	プット				
	EURIBOR0806/@94.625	2,955,493,594 (937,013)	-	1,717,856	780,843
	売建				
	コール				
	EURIBOR0809/@97.00	3,595,212,850 (3,150,444)	-	-	3,150,444
	LIFSTG0806/@95.25	15,326,713,219 (10,459,174)	-	-	10,459,174
	LIFSTG0806/@95.50	15,366,940,813 (6,034,139)	-	-	6,034,139
LIFSTG0806/@95.625	7,693,527,305 (10,861,450)	-	-	10,861,450	
プット					
EURIBOR0806/@95.25	6,584,699,175 (3,283,708)	-	14,863,100	11,579,392	
	合計	90,621,277,052 (75,700,870)	-	16,893,293	20,955,947

(平成20年12月15日現在)

区分	種類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超		

市場取引	金利オプション取引 買建				
	コール				
	EURIBOR0901/@97.375	6,417,815,844 (5,602,201)	-	6,590,825	988,624
	EURIBOR0903/@97.50	2,271,535,500 (1,514,357)	-	2,562,758	1,048,401
	EURIBOR0901/@97.75	6,442,531,438 (988,624)	-	1,318,165	329,541
	LIFSTG0812/@97.50	2,281,961,906 (1,053,213)	-	1,404,284	351,071
	LIFSTG0812/@97.875	2,023,207,158 (1,136,924)	-	206,713	930,211
	プット				
	EURBUND0901/@117.00	3,299,704,200 (10,716,988)	-	282,026	10,434,962
	EURIBOR0812/@94.75	8,132,771,500 (4,720,870)	-	-	4,720,870
	EURIBOR0812/@94.875	8,754,263,306 (3,690,862)	-	-	3,690,862
	EURIBOR0812/@95.75	8,218,605,500 (21,029,330)	-	-	21,029,330
	EURIBOR0903/@95.875	4,261,619,781 (3,333,731)	-	-	3,333,731
	EURIBOR0903/@96.375	2,038,519,181 (4,336,150)	-	211,520	4,124,630
	EURIBOR0903/@96.375	2,245,325,475 (2,795,736)	-	232,978	2,562,758
	EURIBOR0903/@96.50	2,248,237,700 (1,164,890)	-	349,467	815,423
	EURIBOR0903/@97.25	2,742,702,850 (10,858,001)	-	11,140,026	282,025
	EURIBOR0903/@96.75	2,728,601,550 (4,512,416)	-	4,935,454	423,038
	LIFSTG0812/@97.25	2,276,110,722 (1,170,237)	-	234,047	936,190
	LIFSTG0812/@97.50	2,015,455,406 (1,033,567)	-	826,854	206,713
	売建				
	コール				
	EURIBOR0901/@97.50	6,426,054,375 (2,965,871)	-	3,954,494	988,623
	EURIBOR0901/@97.625	6,434,292,906 (1,647,706)	-	2,306,788	659,082
	LIFSTG0903/@97.75	2,020,623,241 (2,687,274)	-	6,408,115	3,720,841
	プット				
	EURIBOR0812/@94.625	8,731,195,419 (2,306,789)	-	-	2,306,789
	EURIBOR0812/@95.25	16,351,377,000 (19,741,820)	-	-	19,741,820
	EURIBOR0903/@96.125	8,545,464,438 (11,112,438)	-	444,498	10,667,940
	EURIBOR0903/@97.00	5,471,304,400 (14,383,326)	-	15,511,429	1,128,103
	LIFSTG0903/@96.75	1,999,951,903 (2,067,134)	-	516,783	1,550,351
	合計	124,379,232,699 (136,570,455)	-	59,437,224	21,592,729

(注)時価の算定方法

・オプション取引

1. オプション取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. オプション取引における()は、支払オプション料又は受取オプション料であります。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(一口当たり情報に関する注記)

区分	〔平成20年6月16日現在〕	〔平成20年12月15日現在〕
一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	1.0143円 (10,143円)	0.8226円 (8,226円)

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価金額	備考	
国債 証券	米ドル	10.625% US TREASURY N/B 2015/8/15	19,555,000.00	29,228,662.95		
		11.25% US TREASURY N/B 2015/2/15	21,625,000.00	32,636,882.50		
		4.125% US TREASURY N/B 2012/8/31	5,665,000.00	6,306,731.20		
		4.5% US TREASURY N/B 2036/2/15	1,251,000.00	1,546,936.56		
		4.75% US TREASURY N/B 2037/2/15	5,580,000.00	7,254,000.00		
		4.75% US TREASURY N/B 2008/12/31	9,897,000.00	9,917,090.91		
		6% US TREASURY N/B 2009/8/15	31,090,000.00	32,241,262.70		
		7.625% US TREASURY N/B 2025/2/15	19,000,000.00	30,171,430.00		
		通貨小計 (邦貨換算)	113,663,000.00	149,302,996.82	(13,605,982,100)	
			銘柄数	8 銘柄		
	カナダドル	5.75% CANADIAN GOVT 2033/6/1	7,605,000.00	9,861,099.30		
		9% CANADIAN GOVERNMENT 2025/6/1	9,185,000.00	14,950,883.75		
		9.5% CANADIAN GOVERNMENT 2010/6/1	18,375,000.00	20,522,486.25		
		通貨小計 (邦貨換算)	35,165,000.00	45,334,469.30	(3,329,363,425)	
		銘柄数	3 銘柄			
	オーストラ リアドル	5.25% AUSTRALIAN GOVT 2019/3/15	7,020,000.00	7,567,349.40		
		5.75% AUSTRALIAN GOVT 2011/6/15	8,055,000.00	8,544,019.05		
		6.25% AUSTRALIAN GOVT 2015/4/15	9,176,000.00	10,408,887.36		
		7.5% AUSTRALIAN GOVT 2009/9/15	1,345,000.00	1,389,990.25		
		通貨小計 (邦貨換算)	25,596,000.00	27,910,246.06	(1,695,826,550)	
	銘柄数	4 銘柄				
イギリス ポンド		4.25% UK TREASURY 2055/12/7	13,650,000.00	14,411,670.00		
		5% UK TREASURY 2014/9/7	4,895,000.00	5,322,725.10		
		5.75% UK TREASURY 2009/12/7	11,160,000.00	11,678,493.60		
		8% UK TREASURY 2015/12/7	4,115,000.00	5,190,825.60		
		8% UK TREASURY 2021/6/7	10,700,000.00	14,987,597.00		
		8.75% UK TREASURY 2017 2017/8/25	6,363,000.00	8,693,066.97		

		通貨小計 (邦貨換算) 銘柄数	50,883,000.00 6銘柄	60,284,378.27 (8,239,065,978)
スウェーデン クローネ	5% SWEDISH GOVERNMENT 2020/12/1 6.75% SWEDISH GOVERNMENT 2014/5/5 9% SWEDISH GOVERNMENT 2009/4/20	通貨小計 (邦貨換算) 銘柄数	31,660,000.00 79,790,000.00 11,825,000.00 123,275,000.00 3銘柄	38,014,162.00 96,627,285.80 12,099,576.50 146,741,024.30 (1,674,315,087)
デンマーク クローネ	6% KINGDOM OF DENMARK 2009/11/15 6% KINGDOM OF DENMARK 2011/11/15 7% KINGDOM OF DENMARK 2024/11/10	通貨小計 (邦貨換算) 銘柄数	4,145,000.00 43,655,000.00 41,930,000.00 89,730,000.00 3銘柄	4,229,350.75 46,962,302.80 54,877,984.00 106,069,637.55 (1,745,906,234)
ユーロ	5.375% FINNISH GOVT 2013/7/4 5.75% BUONI POLIENNALI 2033/2/1 5.75% REP OF ITALY 2016/7/25 5.75% SPANISH GOV'T 2032/7/30 6.25% DEUTSCHLAND 2030/1/4 6.5% DEUTSCHLAND 2027/7/4 6.5% FRANCE O.A.T 2011/4/25 7.5% NETHERLANDS GOVT 2023/1/15 8% BELGIUM KINGDOM 2015/3/28 8% BELGIUM KINGDOM 2012/12/24 8.2% SPANISH GOV'T 2009/2/28 8.5% FRANCE O.A.T. 2019/10/25 8.5% FRANCE O.A.T. 2012/12/26	通貨小計 (邦貨換算) 銘柄数	1,600,000.00 6,550,000.00 28,080,000.00 6,515,000.00 3,000,000.00 1,388,000.00 6,535,000.00 1,757,000.00 6,000,000.00 12,185,000.00 4,455,000.00 7,775,000.00 12,905,000.00 98,745,000.00 13銘柄	1,725,712.00 6,852,282.50 30,412,044.00 7,700,469.40 3,881,490.00 1,828,093.16 7,090,867.10 2,417,298.17 7,351,200.00 14,100,482.00 4,509,306.45 10,984,753.25 15,487,032.40 114,341,030.43 (14,020,497,151)
合計		〔うち外国証券〕 銘柄数		44,310,956,525 〔44,310,956,525〕
			40銘柄	

(注)

- 各通貨毎の小計欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。
- 合計欄における〔 〕内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算の合計額であり内数で表示してあります。
- 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入証券時価比率	合計額に対する比率
米ドル	国債証券 8銘柄	100.0%	30.7%
カナダドル	国債証券 3銘柄	100.0%	7.5%
オーストラリアドル	国債証券 4銘柄	100.0%	3.8%
イギリスポンド	国債証券 6銘柄	100.0%	18.6%
スウェーデンクローネ	国債証券 3銘柄	100.0%	3.8%
デンマーククローネ	国債証券 3銘柄	100.0%	3.9%
ユーロ	国債証券 13銘柄	100.0%	31.7%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

2【ファンドの現況】**純資産額計算書**

(平成21年1月末日現在)

資産総額	104,674,648,164円
負債総額	513,897,522円
純資産総額(-)	104,160,750,642円
発行済数量	186,252,610,193口
1万口当たり純資産額(/)	5,592円

第5【設定及び解約の実績】

下記特定期間の日本国内における設定総額・解約総額は次の通りです。

	設定総額(元本)	解約総額(元本)
第1特定期間	85,016,513,149	1,043,013,665
第2特定期間	130,221,105,243	6,327,191,470
第3特定期間	8,509,229,720	13,216,485,629
第4特定期間	2,363,909,311	17,539,202,227

(注)設定総額には、当初募集総額を含みます。

第三部【特別情報】**第1【委託会社等の概況】****1【委託会社等の概況】****(1)資本金の額**

平成21年1月末日現在：2億円

委託会社が発行する株式の総数：10,000株

発行済株式総数：800株

最近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2)委託会社の機構**a 経営の意思決定機構**

定款に基づき、3名以上の取締役が株主総会において選任され、会社を運営します。議決権を行使することができる株主の議決権の過半数にあたる議決権を有する株主が出席した株主総会において、取締役を選任します。

b 投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構である投資政策委員会において、運用政策の基本方針の審議ないし決定が行われます。

投資政策委員会は、常勤取締役、チーフインベストメントオフィサー、ポートフォリオマネージャーその他社長が指名する者をもって構成します。投資政策委員会は月1回開催されますが、必要に応じて臨時の投資政策委員会が随時招集されます。

また、投資方針ならびに投資制限条項との関連での妥当性等を分析、管理する機関として投資管理委員会を設置しています。投資管理委員会は、常務取締役、業務統括部長その他社長が指名する者をもって構成します。投資管理委員会は月1回開催されますが、必要に応じて臨時の投資管理委員会が随時招集されます。

2【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言・代理業を行っています。

平成21年1月末日現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託は次の通りです。(ただし、マザーファンドを除きます。)

種類		本数	純資産総額(円)	
追加型投信	国内	株式	6	27,095,841,267
	海外	株式	11	30,584,536,306
		債券	10	192,650,484,869
	内外	株式	8	1,203,719,014,485
		資産複合	8	140,489,305,576
合計		43	1,594,539,182,503	

種類は、社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく商品分類です。

3【委託会社等の経理状況】

- (1) 当社の財務諸表は、第22期事業年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定に基づき、旧「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」(平成12年総理府令第129号)に基づいて作成しております。
- なお、第23期事業年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。
- 当社の中間財務諸表は、改正後の「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社は、旧証券取引法第193条の2の規定に基づき、第22期事業年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)の財務諸表について、並びに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期事業年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)の財務諸表については、あらた監査法人の監査を受けております。
- また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第24期事業年度の中間会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)の中間財務諸表については、あらた監査法人の中間監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

		第22期 (平成19年3月31日現在)			第23期 (平成20年3月31日現在)		
資 産 の 部							
区 分	注記 番号	内 訳	金 額	構 成 比	内 訳	金 額	構 成 比
		千円	千円	%	千円	千円	%
流動資産							
現金			440			-	
預金			5,471,609			-	
現金・預金			-			10,916,637	
前払費用			22,511			48,560	
未収入金			5,295			523	
未収委託者報酬			2,133,450			2,332,200	
未収収益	1		583,693			445,653	
繰延税金資産			182,602			255,860	
その他			5,140			17,016	
流動資産計			8,404,744	92.2		14,016,454	93.9
固定資産							
有形固定資産			210,948	2.3		183,058	1.2
建物付属設備	2	114,023			99,297		
器具備品	2	96,925			83,760		
無形固定資産			31,919	0.3		59,326	0.4
ソフトウェア	3	23,860			48,992		
その他		8,059			10,334		
投資その他の資産			471,068	5.2		665,245	4.5
投資有価証券		6,033			1,105		
長期前払費用		-			17,418		
長期差入保証金		94,497			124,833		
敷金		80,080			49,424		
繰延税金資産		290,457			472,464		
固定資産計			713,937	7.8		907,631	6.1
資 産 合 計			9,118,681	100.0		14,924,085	100.0

		第22期 (平成19年3月31日現在)			第23期 (平成20年3月31日現在)		
負債の部							
区分	注記 番号	内 訳	金 額	構成比	内 訳	金 額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
流動負債							
預り金			218,878			198,004	
未払金			1,836,969			1,899,790	
未払手数料		1,155,180			1,239,881		
その他未払金	1	681,788			659,910		
未払法人税等			2,114,981			2,701,564	
未払消費税			264,041			330,134	
賞与引当金			50,475			124,830	
役員賞与引当金			82,368			38,820	
流動負債計			4,567,712	50.1		5,293,144	35.5
固定負債							
退職給付引当金			331,237			454,641	
役員退職慰労引当金			382,525			706,495	
固定負債計			713,762	7.8		1,161,137	7.8
負債合計			5,281,475	57.9		6,454,281	43.3
純資産の部							
区分	注記 番号	内 訳	金 額	構成比	内 訳	金 額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
株主資本							
資本金			200,000	2.2		200,000	1.3
利益剰余金			3,637,245	39.9		8,269,800	55.4
利益準備金					40,000		
その他利益剰余金		3,637,245			8,229,800		
繰越利益剰余金		3,637,245			8,229,800		
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金			39	0.0		2	0.0
純資産合計			3,837,205	42.1		8,469,803	56.7
負債・純資産合計			9,118,681	100.0		14,924,085	100.0

（２）【損益計算書】

		第22期 自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日			第23期 自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日				
区分		注記 番号	内 訳	金 額	構成比	内 訳	金 額	構成比	
			千円	千円	%	千円	千円	%	
経 常 損 益 の 部	営業収益								
	委託者報酬			19,273,115			33,974,650		
	その他営業収益	1		1,681,699			1,684,678		
	営業収益計			20,954,815	100.0		35,659,329	100.0	
	営業費用								
	支払手数料				11,649,209			20,964,032	
	広告宣伝費				156,017			176,032	
	受益証券発行費				16,196			-	
	調査費				1,405,995			2,117,955	
	調査費			40,711			55,270		
	委託調査費	1		1,365,283			2,062,685		
	委託計算費				177,306			210,905	
	営業雑経費				316,468			414,374	
	通信費			24,612			32,951		
	印刷費			267,728			352,262		
	諸会費			8,888			16,862		
	図書費			2,101			2,174		
	諸経費			13,138			10,122		
	営業費用計				13,721,194	65.5		23,883,299	67.0
	一般管理費								
	給料				1,567,495			1,987,451	
	役員報酬	2		110,840			96,588		
	給料・手当			619,778			1,050,733		
	役員賞与			86,971			-		
	賞与			22,801			118,516		
	賞与引当金繰入			342,338			499,971		
	役員賞与引当金繰入			384,764			221,641		
	旅費交通費				70,497			94,853	
	租税公課				39,970			69,454	
	不動産賃借料				137,831			180,227	
退職給付費用				63,302			124,291		
役員退職慰労引当金繰入				275,504			323,969		
固定資産減価償却費				44,993			60,912		
消耗器具備品費				39,209			18,711		
人材採用費				62,001			73,437		
修繕維持費				31,134			21,346		
諸経費				72,612			177,198		
一般管理費計				2,404,553	11.4		3,131,855	8.8	
営業利益				4,829,067	23.1		8,644,173	24.2	
営業外収益									
受取利息				1,751			14,775		
受取配当金				30			-		
その他				474			1,486		
営業外収益計				2,255	0.0		16,261	0.0	
営業外費用									
支払手数料				9,174			14,402		
その他				-			347		
営業外費用計				9,174	0.0		14,749	0.0	

	経常利益			4,822,148	23.0		8,645,685	24.2
特別 損 益 の 部	特別利益							
	投資有価証券売却益			13,529			644	
	特別利益計			13,529	0.1		644	0.0
	特別損失							
	固定資産除却損	3		-			429	
	特別損失計			-			429	0.0
	税引前当期純利益			4,835,677	23.1		8,645,900	24.2
	法人税等	4		2,421,016	11.6		-	-
	法人税、住民税及び事業税			-	-		3,868,639	10.8
	法人税等調整額			218,626	1.0		255,294	0.8
	当期純利益			2,633,287	12.6		5,032,555	14.1

（３）【株主資本等変動計算書】

第22期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）

	株主資本				評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	利益剰余金		株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・ 換算差額 等合計	
		その他 利益剰余金	利益 剰余金 合計				
平成18年3月31日残高 (千円)	200,000	1,003,957	1,003,957	1,203,957	171	171	1,204,128
事業年度中の変動額							
当期純利益	-	2,633,287	2,633,287	2,633,287	-	-	2,633,287
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	-	-	-	-	210	210	210
事業年度中の変動額合計 (千円)	-	2,633,287	2,633,287	2,633,287	210	210	2,633,077
平成19年3月31日残高 (千円)	200,000	3,637,245	3,637,245	3,837,245	39	39	3,837,205

第23期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	利益剰余金		株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・ 換算差額 等合計		
		利益 準備金	その他の 利益剰余金 繰越利益 剰余金					利益 剰余金 合計
平成19年3月31日残高	200,000		3,637,245	3,637,245	3,837,245	39	39	3,837,205
事業年度中の変動額								
利益準備金の積立	-	40,000	40,000	-	-	-	-	-
剰余金の配当	-	-	400,000	400,000	400,000	-	-	400,000
当期純利益	-	-	5,032,555	5,032,555	5,032,555	-	-	5,032,555
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	-	-	-	-	-	41	41	41
事業年度中の変動額合計	-	40,000	4,592,555	4,632,555	4,632,555	41	41	4,632,596
平成20年3月31日残高	200,000	40,000	8,229,800	8,269,800	8,469,800	2	2	8,469,803

重要な会計方針

区分	第22期 自平成18年4月1日 至平成19年3月31日	第23期 自平成19年4月1日 至平成20年3月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 其他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価 法（評価差額は全部純資産直入法に より処理し、売却原価は移動平均法に より算定）を採用しております。	(1) 其他有価証券 時価のあるもの 同左

2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。</p> <p>(会計方針の変更) 法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。当該変更による営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(追加情報) 法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。 当該変更による営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により算出した額を計上しております。貸倒懸念債権等はありません。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに充てるため、支出見込額の当期負担分を計上しております。</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払いに充てるため、支出見込額の当期負担分を計上しております。 (追加情報) 「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第4号）が平成17年11月29日に公表されたことに伴い、役員賞与を発生時に会計処理することとしております。</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職金支給に充てるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 なお、当社は従業員300人未満の企業に該当することから、簡便法を採用し、退職一時金制度について退職給付に係る期末要支給額を退職給付債務とする方法によっております。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支出に備えて、当社内規に基づき、当会計期間末要支給額を計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 役員賞与引当金 同左</p> <p>(4) 退職給付引当金 同左</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 同左</p>
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>(1) 消費税等の会計処理 同左</p>

第22期 自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日	第23期 自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日
<p>（貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準） 当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。 これまでの資本の部の合計に相当する金額は3,837,205千円であります。 なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p>	

表示方法の変更

第22期 自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日	第23期 自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日
<p>（貸借対照表）</p> <p>（損益計算書）</p>	<p>（貸借対照表） 「金融商品取引業に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）の別紙様式に基づき、前事業年度において「現金」及び「預金」として掲記されていたものは、当事業年度より「現金・預金」と表示しております。</p> <p>（損益計算書） 「金融商品取引業に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）の別紙様式に基づき、前事業年度において「法人税等」として掲記されていたものは、当事業年度より「法人税、住民税及び事業税」と表示しております。</p>

注記事項

（貸借対照表関係）

第22期 自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日	第23期 自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日
<p>1 関係会社に対する主要なものは次のとおりであります。</p> <p>未収収益 193,642千円</p> <p>未払金 488,883千円</p> <p>2 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物付属設備 14,416千円</p> <p>器具備品 45,163千円</p> <p>3 無形固定資産の減価償却累計額</p> <p>ソフトウェア 5,630千円</p>	<p>1</p> <p>2 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物付属設備 31,201千円</p> <p>器具備品 80,221千円</p> <p>3</p>

（損益計算書関係）

第22期 自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日	第23期 自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日
<p>1 関係会社に対する主要なものは次のとおりであります。</p> <p>その他営業収益 561,592千円</p> <p>委託調査費 1,365,283千円</p> <p>2 役員報酬の範囲額</p> <p>取締役年額 1,000,000千円以内</p> <p>監査役年額 50,000千円以内</p> <p>3</p>	<p>1</p> <p>2</p> <p>3 固定資産除却損は次のとおりであります。</p> <p>器具備品 429千円</p>

4 法人税等 法人税等には、法人税、住民税及び事業税が含まれて おります。	4
---	---

(株主資本等変動計算書関係)

第22期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第21期事業年度末 株式数 (株)	第22期事業年度 増加株式数 (株)	第22期事業年度 減少株式数 (株)	第22期事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	800	-	-	800
合計	800	-	-	800

2. 配当に関する事項

(1) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

(決議)	株式の種類	配当の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月22日 定時株主総会	普通株式	400,000	利益剰余金	500,000	平成19年3月31日	平成19年6月25日

第23期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第22期事業年度末 株式数 (株)	第23期事業年度 増加株式数 (株)	第23期事業年度 減少株式数 (株)	第23期事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	800	-	-	800
合計	800	-	-	800

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月22日 定時株主総会	普通株式	400,000	利益剰余金	500,000	平成19年3月31日	平成19年6月25日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

次のとおり決議を予定しております。

(決議)	株式の種類	配当の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月25日 定時株主総会	普通株式	3,000,000	利益剰余金	3,750,000	平成20年3月31日	平成20年6月26日

(リース取引関係)

第22期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）

当社は、重要なリース取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

第23期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）

当社は、重要なリース取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(有価証券関係)

第22期（平成19年3月31日現在）

1. その他有価証券で時価のあるもの

区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額(千円)

貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託受益証券	1,100	1,155	55
	小計	1,100	1,155	55
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託受益証券	5,000	4,878	122
	小計	5,000	4,878	122
合計		6,100	6,033	67

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
114,729	13,529	-

第23期（平成20年3月31日現在）

1. その他有価証券で時価のあるもの

区分	種類	取得原価 （千円）	貸借対照表計上額 （千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託受益証券	100	133	33
	小計	100	133	33
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託受益証券	1,000	971	28
	小計	1,000	971	28
合計		1,100	1,105	5

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
6,644	644	-

（デリバティブ取引関係）

第22期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

第23期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

（退職給付関係）

区分	第22期 （平成19年3月31日現在）	第23期 （平成20年3月31日現在）
1. 採用している退職給付制度の概要	当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。	同左
2. 退職給付債務の額	331,237千円	454,641千円
退職給付引当金の額	331,237千円	454,641千円
3. 退職給付費用	63,302千円	124,291千円

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

区分	第22期 （平成19年3月31日）	第23期 （平成20年3月31日）
繰延税金資産		
退職給付引当金損金算入限度超過額	290,430千円	472,466千円
未払事業税否認	157,733千円	201,467千円
賞与引当金損金算入限度超過額	20,538千円	50,793千円
その他	4,358千円	3,599千円
繰延税金資産小計	473,060千円	728,327千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額	-	2千円

繰延税金負債小計	-	2千円
繰延税金資産合計(純額)	473,060千円	728,325千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

区分	第22期 (平成19年3月31日)	第23期 (平成20年3月31日)
法定実効税率 (調整)	40.7%	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。
交際費等永久に損金算入されない項目	4.0%	
住民税均等割等	0.8%	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	45.5%	

(関連当事者との取引関係)

第22期(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社	ビクテアンドシー	スイス、ジュネーブ	パートナーシップ制のため資本金はなし	銀行	-	兼任1名	投資運用の委託契約	運用手数料の支払(注1)	585,410	未払金	188,295

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社	ビクテアセットマネージメントリミテッド	英国、ロンドン	959,789	資産運用会社	-	兼任1名	投資運用の委託契約	運用手数料の支払(注1)	779,873	未払金	300,588
その他の関係会社	ビクテアンドシー(ヨーロッパ)エスエー	ルクセンブルグ	CHF50,000,000	銀行	-	-	投資運用の受託契約	運用手数料の受取(注1)	456,436	未収益	112,698

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 運用手数料の收受・支払いについては、ファンド毎の契約運用資産に一定比率を乗じて決定しております。

第23期(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

(1) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	ビクテアセットマネージメントエスエー	スイス、ジュネーブ	CHF10,000,000	資産運用会社	-	-	投資運用の受託契約	運用手数料の受取(注1)	101,411	未収益	21,208
							投資運用の委託契約	運用手数料の支払(注1)	1,263,820	未払金	300,475
親会社の子会社	ビクテアセットマネージメントリミテッド	英国、ロンドン	959,789	資産運用会社	-	兼任1名	投資運用の受託契約	運用手数料の受取(注1)	89,965	未収益	41,340
							投資運用の委託契約	運用手数料の支払(注1)	798,865	未払金	171,385

親会社 の子会社	ビクテ アンド シー (ヨーロッパ) エスエー	ルクセン ブルグ	CHF50,000,000	銀行	-	-	投資 運用の 受託 契約	運用 手数料 の受取 (注1)	148,662	未収 収益	5,166
-------------	-------------------------------------	-------------	---------------	----	---	---	-----------------------	--------------------------	---------	----------	-------

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 運用手数料の收受・支払いについては、ファンド毎の契約運用資産に一定比率を乗じて決定しております。

(1株当たり情報)

第22期事業年度 自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日		第23期事業年度 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	
1株当たり純資産額	4,796,507円04銭	1株当たり純資産額	10,587,254円20銭
1株当たり当期純利益	3,291,609円48銭	1株当たり当期純利益	6,290,694円11銭
損益計算書上当期純利益	2,633,287千円	損益計算書上当期純利益	5,032,555千円
1株当たり当期純利益の算定に 用いられた当期純利益	2,633,287千円	1株当たり当期純利益の算定に 用いられた当期純利益	5,032,555千円
差額	-	差額	-
期中平均株式数		期中平均株式数	
普通株式	800株	普通株式	800株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載しておりません。	

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		第24期中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)	
資 産 の 部			
区分	注記 番号	金額	
(資産の部)			千円
流動資産			
現金・預金		5,567,209	
信託預金		2,998,496	
未収委託者報酬		2,032,925	
未収収益		447,164	
繰延税金資産		203,377	
その他		109,588	
	流動資産計	11,358,760	
固定資産			
有形固定資産	1	323,259	
無形固定資産		71,077	
投資その他の資産			
繰延税金資産		495,617	
その他		288,605	
	固定資産計	1,178,560	
資産合計		12,537,320	

		第24期中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)	
負 債 の 部			
区分	注記 番号	金額	
(負債の部)			千円
流動負債			
未払金		1,811,198	
未払法人税等		1,514,294	
賞与引当金		213,789	
役員賞与引当金		77,162	
その他		71,967	
	流動負債計	3,688,412	
固定負債			
退職給付引当金		498,819	
役員退職慰労引当金		719,212	
	固定負債計	1,218,031	
負債合計		4,906,444	
純資産の部			
区分	注記 番号	金額	
(純資産の部)			千円
株主資本			
資本金		200,000	
利益剰余金			
利益準備金		50,000	
その他利益剰余金			

繰越利益剰余金		7,380,876
利益剰余金合計		7,430,876
株主資本合計		7,630,876
純資産合計		7,630,876
負債・純資産合計		12,537,320

(2) 中間損益計算書

		第24期中間会計期間 自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日
区分	注記 番号	金額
		千円
営業収益		
委託者報酬		14,829,453
その他営業収益		569,807
営業収益計		15,399,260
営業費用及び一般管理費	1	11,686,409
営業利益		3,712,850
営業外収益	2	12,053
営業外費用	3	14,560
経常利益		3,710,344
特別利益		88
特別損失	4	31,269
税引前中間純利益		3,679,163
法人税、住民税及び事業税		1,488,754
法人税等調整額		29,333
中間純利益		2,161,075

(3) 中間株主資本等変動計算書

		第24期中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)
株主資本		
資本金		
前期末残高		200,000
当中間期変動額		
新株の発行		-
当中間期変動額合計		-
当中間期末残高		200,000
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高		40,000
当中間期変動額		
利益準備金積立		10,000
当中間期変動額合計		10,000
当中間期末残高		50,000
その他の利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高		8,229,800
当中間期変動額		
利益準備金積立		10,000

剰余金の配当	3,000,000
中間純利益	2,161,075
当中間期変動額合計	848,925
当中間期末残高	7,380,876
利益剰余金合計	
前期末合計	8,269,800
当中間期変動額	
剰余金の配当	3,000,000
中間純利益	2,161,075
当中間期変動額合計	838,925
当中間期末残高	7,430,876
株主資本合計	
前期末合計	8,469,800
当中間期変動額	
剰余金の配当	3,000,000
中間純利益	2,161,075
当中間期変動額合計	838,925
当中間期末残高	7,630,876
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末合計	2
当中間期変動額	
株主資本以外の金額の 当中間期変動額（純額）	2
当中間期変動額合計	2
当中間期末残高	-
評価・換算差額等合計	
前期末合計	2
当中間期変動額	
株主資本以外の金額の 当中間期変動額（純額）	2
当中間期変動額合計	2
当中間期末残高	-
純資産合計	
前期末合計	8,469,803
当中間期変動額	
剰余金の配当	3,000,000
中間純利益	2,161,075
株主資本以外の金額の 当中間期変動額（純額）	2
当中間期変動額合計	838,927
当中間期末残高	7,630,876

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

区分	第24期中間会計期間 自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日
----	--

1. 資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により算出した額を計上しております。貸倒懸念債権等はありません。 (2) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに充てるため、支出見込額の当中間会計期間負担分を計上しております。 (3) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払いに充てるため、支出見込額の当中間会計期間負担分を計上しております。 (4) 退職給付引当金 従業員の退職金支給に充てるため、当中間会計期間末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 なお、当社は従業員300人未満の企業に該当することから、簡便法を採用し、退職一時金制度について退職給付に係る当中間会計期間末要支給額を退職給付債務とする方法によっております。 (5) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支出に備えて、当社内規に基づき、当中間会計期間末要支給額を計上しております。
4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

区分	第24期中間会計期間末 （平成20年9月30日現在）
1 有形固定資産の減価償却累計額	126,979千円
2 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額の重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

（中間損益計算書関係）

区分	第24期中間会計期間 自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日	
1 減価償却実施額	有形固定資産	27,456千円
	無形固定資産	7,601千円
2 営業外収益のうち主要なもの	受取利息	11,386千円
3 営業外費用のうち主要なもの	支払手数料	11,191千円
4 特別損失のうち主要なもの	固定資産除却損	30,153千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第24期中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第23期事業年度末 株式数 (株)	第24期中間会計期間 増加株式数 (株)	第24期中間会計期間 減少株式数 (株)	第24期中間会計期間 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	800	-	-	800
合計	800	-	-	800

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月25日 定時株主総会	普通株式	3,000,000	3,750,000	平成20年3月31日	平成20年6月26日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの
該当事項はありません。

(リース取引関係)

第24期中間会計期間（自平成20年4月1日至平成20年9月30日）

当社は、重要なリース取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(有価証券関係)

第24期中間会計期間末（平成20年9月30日現在）

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

第24期中間会計期間（自平成20年4月1日至平成20年9月30日）

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第24期中間会計期間 自平成20年4月1日 至平成20年9月30日	
1株当たり純資産額	9,538,595円44銭
1株当たり中間純利益	2,701,344円99銭
中間損益計算書上の中間純利益	2,161,075千円
1株当たり中間純利益の算定 に用いられた普通株式にかかる中間純利益	2,161,075千円
差額	-
期中平均株式数	
普通株式	800株
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載していません。	

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。 および において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

および に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】**(1) 定款の変更**

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 事業譲渡又は事業譲受

委託会社が事業の全部または一部を譲渡しようとするときは、当該期日の一月前までに、その旨を公告するとともに、すべての営業所の公衆の目につきやすい場所に掲示したうえ、遅滞なくその旨を内閣総理大臣に届出ます。

(3) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実および与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】**1【名称、資本金の額及び事業の内容】****(1) 受託会社**

名称	資本金の額	事業の内容
住友信託銀行株式会社	287,537百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

平成20年9月末日現在

<再信託受託会社の概要>

名称	資本金の額	事業の内容
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	51,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

平成20年9月末日現在

(再信託の目的)

原信託契約に係る信託事務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社から再信託受託会社へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名称	資本金の額	事業の内容

高木証券株式会社 東洋証券株式会社 新潟証券株式会社 三菱UFJ証券株式会社 八十二証券株式会社 ひろぎんウツミ屋証券株式会社 極東証券株式会社 宇都宮証券株式会社 野村証券株式会社 マネックス証券株式会社	11,069百万円 13,494百万円 600百万円 65,518百万円 800百万円 6,100百万円 5,251百万円 301百万円 10,000百万円 7,425百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社群馬銀行 株式会社武蔵野銀行 株式会社百五銀行 株式会社百十四銀行 株式会社北國銀行 株式会社八十二銀行 株式会社西日本シティ銀行 株式会社十六銀行 株式会社横浜銀行 株式会社北海道銀行 株式会社山梨中央銀行 株式会社広島銀行 株式会社香川銀行 株式会社山形銀行 株式会社足利銀行	48,652百万円 45,743百万円 20,000百万円 37,322百万円 26,673百万円 52,243百万円 85,745百万円 36,839百万円 215,628百万円 93,524百万円 15,400百万円 54,573百万円 12,014百万円 12,008百万円 92,510百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
みずほ信託銀行株式会社	247,231百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

平成20年9月末日現在

(3) 投資顧問会社

名称	資本金の額	事業の内容
ピクテ・アセット・マネジメント・エス・エイ	1,000万スイスフラン (774百万円)	スイス籍の法人であり、内外の有価証券等に係る投資顧問業務およびその業務に付随する一切の業務を営んでいます。
ピクテ・アセット・マネジメント・リミテッド	959,789英ポンド (122百万円)	イギリス籍の法人であり、内外の有価証券等に係る投資顧問業務およびその業務に付随する一切の業務を営んでいます。

平成21年1月末日現在。スイスフランおよび英ポンドの円貨換算は、平成21年1月末日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1スイスフラン=77.47円、1英ポンド=127.18円)によります。

(注)上記に掲げる者のうち、一者のみと投資助言契約を締結する場合があります。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

(2) 販売会社

ファンドの販売会社として、募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求受付ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払等を行います。

(3) 投資顧問会社

ファンドの為替ヘッジに関する助言・情報提供を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(3)投資顧問会社

委託会社と各投資顧問会社の最終的な株主はビクテ・アンド・シーのパートナーです。

第3【参考情報】

当特定期間において下記の書類を関東財務局長に提出しています。

平成20年6月20日提出 臨時報告書

平成20年9月12日提出 有価証券報告書

平成20年9月12日提出 有価証券届出書の訂正届出書

平成20年9月19日提出 臨時報告書

平成20年11月14日提出 有価証券届出書の訂正届出書

平成20年11月25日提出 有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成21年2月12日

ピクテ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているピクテ・インカム・コレクション・ファンド（毎月分配型）の平成20年6月17日から平成20年12月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピクテ・インカム・コレクション・ファンド（毎月分配型）の平成20年12月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ピクテ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（23期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月23日

ピクテ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているピクテ投信投資顧問株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピクテ投信投資顧問株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（24期中間）へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月18日

ピクテ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているピクテ投信投資顧問株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第24期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ピクテ投信投資顧問株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（23期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年7月30日

ピクテ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているピクテ・インカム・コレクション・ファンド（毎月分配型）の平成19年12月18日から平成20年6月16日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピクテ・インカム・コレクション・ファンド（毎月分配型）の平成20年6月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ピクテ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（22期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成19年6月22日

ピクテ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

代表社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているピクテ投信投資顧問株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピクテ投信投資顧問株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。